第五章 第四章

す び 財産 Vp 批判説の意義と問題点 財産 Vp 論の特色と問題点

BGH 諸判決 問題の所在

純粋財産損害とドイツ不法行為法

他人の財産の保護のための 社会生活上の義務論をめぐって―

哲

中

村

也

第一章 問題の所在

損害の諸事例を不法行為法上の問題としないという、不法行為法の展開の中での対照に現われるものとして続いて 判例・学説上定着しているのに対し、他方、判例のみならず学説上も、なお圧倒的に、次章でみるような純粋財産 その後、一方、一定の人格的利益や営業活動の不法行為法上の保護が、その中での法的構成上の争いは別として、 による純粋財産損害の不法行為法上の保護は基本的制度をなすものではないとみたと解しうる。この姿勢はまた、 あるのかは、勿論、規定から窺うことはできない。しかし、少なくとも、BGB は、これら要件をみたさない過失 る行為による侵害であることを要件として保護されるものとしていた。この下での様々な保護がそれぞれ、機能上、 享受しうるものではなく、八二四条を別として、一定の形式(八二三条一項、八二六条)にあてはまると判断され 市民社会のどのような基本的制度と関連をもつものなのか、或いは、それとは関係をもたない私人間の利害調整で BGB は、 純粋財産的利益を、八二三条一項の絶対権(財)と異って、そのものとしては一般市民として保護を(ユ)

上の義務(以下、財産 Vp とする)違反という構成による不法行為法上の処理を主張する学説が登場してきた。そ 説とよぶ)によって処理されてきた。これに対し、一九七〇年代の後半から、他人の財産の保護のための社会生活 いるとおり、判例・学説上、契約類似責任ないし準契約(Quasi-Vertrag)責任という構成(以下あわせて準契約(②) 契約関係にない者の間での過失による純粋財産侵害は、その代表的事件である情報責任について既に紹介されて ていたそこでの行為不法論と異って、不法行為法全体の機能を拡大し新たな方向付けをより明確に行なおうとする

違法性論争における行為不法論の一層の展開とみることができるが、八二三条一項の財の保護の構造を論じ

①判例に現われたような事案の処理の規準としての適否、回財産 Vp 違反を違法性の一つの基本的な型とするよう このことによってまた、この後に現われる財産 Vp 批判説において、自らの不法行為法像があらためて根拠付けら いう声がある」ともいわれることになる。財産 Vp 説は、行為義務違反を中心にして不法行為法をくみ立てていく れている債務法上の問題の一つ」とか、「新たな(違法性論争と)同様に損害法の根本問題にふれる議論であると 続形成の方法というレベルでの対立である。この故にこそ、この論争が、「法律論上(dogmatisch)目下最も争わ れ、Vp 説に対置させられることになった。たしかに、財産 Vp 説による準契約構成への批判がはじまるには、 な不法行為法の考え方の適否、更には、∅ BGB 不法行為法をそのような構造の不法行為法に変えることの、法継 大きくあずかっていたが、とくに準契約説による反批判を通して、実際的及び体系的論点が前面に出てきた。即ち、 約関係のないところで契約類似の効果をみとめるためにとられる法的構成の不自然さに対しての批判ということも であるという基本的性格を後退させたうえで、新たな役割をもつものたらしめるという主張に根拠付けられていた。 されうるものであったが、財産 Vp 論は、論者によって相違はあるが方向としては、不法行為法を、市民法の一部 不法行為法の基本的な性格の変更の主張を伴っていた。即ち、BGB 不法行為法の要件構成は、純粋財産損害に関 護を現代社会における重要な意味をもつ制度の一つとして根拠付けることが行われるようになる。そして、それは、 こでは、単に法的構成上、一定の純粋財産損害に保護の可能性を開くというにとどまらず、その不法行為法上の保 してもまた、一般市民として享受しうる法的保護の規準として市民法の一部であるという性格を表現するものと解

ものであり、

従って、団を中心としつつ当然①をそれとの連関でみるとともに、②も――法解釈学方法論の一般論レベルで議論 議論を BGB 不法行為法規定との密着から離すと、民法解釈学の方法論の基本的問題に触れる論点を含んでいる。 組の中に位置付けることで、主として成立要件について、適切な規準が導出されうるかという問題として⑦と結び(ミ) することには立入れないが――⑪とかかわるかぎりでふれることにする。以下では、まず、純粋財産損害という概 つき、♡は財産 Vp をもつ不法行為法の構造の選択と現実には結びついている。♡レベルでの財産 Vp 説批判は、 念の下で、具体的にどのような問題が考えられ、解決を要請しているかをみるために、BGH 判決を紹介、検討し (第 本稿の関心は回の対立にあるが、回は、この種純粋財産損害問題を、財産 Vp 説が唱えるような不法行為法の枠 新たな論点が加えられている。(8)

うか、 に、上述の諸問題と同様不法行為法の展開 学説に現われはじめている。しかしながら、この問題をドイツでの財産 Vp 説やわが国の現在の状態におけるよう るドイツでの取引上の損害についての第三者責任問題も、その存在は共通性をもち、 動車事故・公害・更には、 わが国の不法行為法は、 その位置付けが解決のための規準構成にとって適切か、更には、この位置付けが不法行為法の財産法の中で 人格的利益の侵害等――によって、大きな展開を示してきた。本稿での主たる素材とな 一定の段階の資本制社会に共通して私法上の処理を要請する諸問題 (更には構造の変化) によって対処すべき一問題とみるべきであるかど わが国においても、 製造物責任・自 判例

討する (第四章)。

題点を(第三章)、次いで、その批判説である、Stoll, Canaris の不法行為法の考え方の意義と残された問題点を検

|章)、それを財産 Vp によって解決しようとする Bar, Mertens, Brüggemeier 説の不法行為法の考え方の特色と問

第七巻』〔一九八四〕三〇九頁以下。

このような傾向への有意義な反省材料たりうると思っている。 不法行為法の機能領域の一層の拡大傾向がみられるが、財産 Vp 説をきっかけとしたドイツ不法行為法学の議論は(ミヒ) むしろ、BGBの規定への密着ということをこえて、不法行為法の構造・機能類型のあり方という一般的レベルで、 の機能にいかなる影響を及ぼすかについて慎重な検討を要すると考える。わが国民法学には、この問題を含めて、

- <u>1</u> (2) 松本恒雄「ドイツ法における虚偽情報提供者責任論□□」民商七九巻三号〔一九七八〕三八○頁以下、四号〔一九七九〕 五四八頁以下、岡孝「情報提供者の民事責任」私法四一号〔一九七九〕三二頁、「情報提供者の責任」『現代契約法大系 五九頁註3参照 奥田昌道「「契約責任と不法行為責任の交錯」をめぐる西ドイツ民法学の近時の動向」比較法研究四五号〔一九八三〕一 れているものである。具体的には、第二章で紹介・検討する諸判決の事実関係が示すものであるが、この概念の説明は、 純粋財産的利益(reines Vermôgensinteresse)侵害は、また、第一次財産損害(primārer Vermögensschaden)ともよば
- 3 Justiz (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Uberarbeitung des Schuldrechts, Bd. II, 1981, S. 1681 (Bar ②), Unentgelt: ten. Richterliche Gefahrsteuerungsgebote im deutschen Deliktsrecht, 1980 (Bar 🛈), Deliktsrecht, in: Bundesminister der Mertens, Brüggemeier によって、それぞれの不法行為法像の中での根拠付けが行なわれた。v. Bar, Chr., Verkehrspflich. Huber. K., Verkehrspflichten zum Schutz fremden Vermögens, in: Festschrift v. Caemmerer, 1978, S. 359 に始まり、 財産 Vp 説の萠芽は Deutsch, Haftungsrecht, Bd. 1: Allgemeine Lehren, 1976. S. 130 にみられるが、本格的な展開は、

Delikt-Delikt, AG 1982, S. 268 (Brüggemeier ②), Judizielle Schutzpolitik de lege lata-Zur Restrukturierung des BGB-Schadensverteilung und Deliktsrecht, AcP 182 (1982), S. Schuldrecht: Besonderer Teil, Schutzes von Vermögensinteressen, AcP 178 (1978), S. 227 (Mertens ①), Münchener Kommentar zum BGB, Bd. 3/2: trauen, ZGR 1983, S. 476 (Bar §), Mertens, Deliktsrecht und Sonderprivatrecht—Zur Rechtsfortbildung des deliktischen 455 (Bar ③), Vertragliche Schadensersatzpflichten ohne Vertrag, JuS 1982, S. 637 (Bar ④), Vertrauenshaftung ohne Ver liche Investitionsempfehlungen im Wandel der Wirtschaftsverfassungen Deutschlands und Englands, RabelsZ 44 (1980), S. Mertens、法的構成上は Bar の影響下にあるので、本稿ではとくにはとりあげない。また、Hopt の職業責任論も、 Sozialwissenschaften im Zivilrecht, 1983, S. 205, Assmann, Prospekthaftung, 1985, ders., Prospekthaftung als unerlaubter 説で根拠付けるものとして、Assmann がいる、Assmann/Kübler, Das gescheiterte Gastronomie-Projekt, in Walz (Hrsg.). Deliktsrecht, JZ 1986, S. 969 (Brüggemeier ③), Deliktsrecht, 1986(Brüggemeier ④)。また、プロスペクト責任を財産 Vp Vp 説と基本的には同じ傾向に属するものであるが、不法行為法の問題として論じられているわけではないので、 においては、プロスペクト責任そのものの研究であり、不法行為法の考え方としては独自の Vp 論というより、 Haftungdurchgriff? in FS der Juristischen Fakultät zur 600 Jahr-Feier der Universität Heidelberg, 1986, S. 107. Assmann 分析対象としない Vgl. Hopt, Nichtvertragliche Haftung außerhalb von Schadens-und Bereicherungsausgleich, AcP 183 1983, S. 608、とくに、S. 657 ff 2. Tlbd. §§ 657-853, 2. Aufl. 1986 (Mertens 2), Brüggemeier, Gesellschaftliche 385 (Brüggemeier (1)), Vertrag-Quasi-Vertrag-Sonder

46, 1982, S. 591 (Stil ③), Richterliche Fortbildung und gesetzliche Überarbeitung des Deliktsrechts, 1984 (Stoll ④), Brüg 不法行為法像を新たに提示して財産 Vp 説を批判するものとして、Stoll と Canaris がある、Stoll, Bar ⊕書評, RabelsZ.

Canaris, Vertrauenshaftung im deutschen Privatrecht, 1971 (Canaris ①), Bankvertragsrecht, 2. Aufl. 1981 (Canaris ②)° (1963), S. 203 (Stoll ①), Vertrauauensschutz bei einseitigen Leistungsversprechen, Festschrift für Flume, S. 741 (Stoll ②), Larenz 1983, S. 27 (Canaris ③)。これら文献に関連して、Stoll, Unrechtstypen bei Verletzung absoluter Rechte, AcP 162 gemeier ① 書 辭, AcP 1987, S. 505, (Stoll ⑤), Canaris, Schutzgesetze-Verkehrspflichten-Schutzpflichten, in: II. FS

- (5) なお、ごく少数ながら、保護の範囲と必要性について異論をのべ、判例及び Vp 説をともに批判する説がある。Litt. すると、この説は、この種財産保護を一つの基本的制度とする財産 Vp 説とは正反対の立場であるから、 JZ 1985, S. 952. この説は不法行為法論を展開しているわけではないので本稿ではとり上げないが、本稿の関心から一言 barski, Die Berufshaftung eine unerschöpferische Quelle richterlicher Rechtsfortbildung? NJW 1984, S. 1667, Honsell, 郭故 批判が叙述の中心にあっても、基本的には、準契約説と同じ基礎の上に立っている。 判例・多数説へ
- 6 Brüggemeier (4), Rz. 455

8

1983, S. 41f, 84f

- 7 Lorenz, Verkehrspflichten zum Schutze fremden Vermögens?, VersR, Beiheft 1983, S. 48
- 739 ff. Soegel/Zeuner, Bürgerliches Gesetzbuch, 11 Aufl., Bd. 4: Schulclrecht III, 1985. Rz. 42 §823. Münzberg, AcP 1983 . 604. 尚、Kōtz は、財産 Vp説に好意的ながら、結論的にはまだ支持には至っていない、Kōtz, Deliktsrecht 3. Aufl. 従って、行為不法論者でも、財産 Vp 説にはくみしない者も多い。例えば、Fikentscher, Schudrecht, 7 Aufl., 1985, S.
- (9) 勿論、契約責任 の効力といった問題がある。一括して請求権競合問題とよびうるこれら諸問題は、契約締結前や無効な契約の当事者間だ ①使用者責任における免責と BGB 二七八条、②過失の証明責任、③時効、 - 準契約責任 -不法行為責任の関係をめぐる法解釈学上の問題においては、成立要件だけでなく、 ④慰謝料の可否、 ⑤免責 (責任額制限)

二一六頁以下参照。このうち、①③は、八二三条一項の財の侵害例で準契約構成が生み出されるきっかけとなったもので ても同様である。この問題については、奥田正道「契約法と不法行為法の接点」『民法学の基礎的課題・中』〔一九七四〕 においても立証責任の緩和・転換が図られ(Bar ① S. 276 ff, Brüggemeier ④ Rz 156 ff)、④は純粋財産損害では問題と えば、Brüggemeier ④ Rz. 123 ff, Bar ①, S. 239 ff)、準契約論者の中にも、残るのは独立履行補助者の場合だけとされる あるが、その後の議論の展開において、①は、不法行為法学の中で使用者による免責立証は強く制限する方向にあり(例 mer, Rz 72 ff, 81 Einleitung, Münchener Kommantar, Schuldrecht Allgemeiner Teil, 2. Aufl., 1985, Medicus, a.a.O. Rz 199 ている。なお、準契約構成を八二三条一項の財でなく、純粋財産利益保護のために機能させようとする説もある、Kra-と自体が成立要件問題として、ここでは請求権競合を語りえないから、準契約構成にまつわる諸問題のうちでの焦点となっ なる過失による侵害に対する純粋財産保護は、〝特別な結びつき〟に基づいてなのか、不法行為法上もあるのかというこ (Canaris ③ S. 108 f. また例えば、Vgl. Medicus, Bürgerliches Recht 13. Aufl, 1987, Rz. 199)、②について、財産 Vp 論者 ようになっている(Canaris ③ S. 89f)。③については、判例はともかく、準契約論者にも、八五二条の類推の主張があり 八二三条一項の財の場合に問題となりうる・しかし実際には学説上は相違が狭められた①~④でなく、まさに、 ⑤は成立要件に附随した問題とみることができる。純粋財産損害の場合の準契約説と財産 Vp 説の対立におい (類似)関係の第三者への拡大(Vertrag mit Schutzwirkung für Dritter-VSD, 第三者の cic 責任)

<u>10</u> culpa in contrahendo, AcP 183, 1983, S. 369, 489 ff, Vertragliche und deliktische Schadenshaftung, JZ 1987, S. 1041. れは、その場合を違法なものとする故ではなく、適法視される目標遂行という一定の場合を除いて(JZ, 1987. S. 1050 f)、 結論的には、「法的な特別な結び付き」の存在の場合に純粋財産損害の賠償責任を肯定する、Forderungsverletzung und 財産 Vp を支持しない説は多いが、不法行為法像を積極的に対置するものは少ない。Picker は、全く異った前提から、

説はこの機能を奪う。しかし、なぜ違法なのかの説明をやめて、原則的違法を前提としたうえで責任成立がなぜ合目的か 対しても、財産 Vp 説に対しても、それらが違法性の根拠を求めるものであることを批判する。従来の説においてはいづ の説明を行うという法律論上の説明の転換は、実際上、準契約的構成の結論との相違には導びかないようにみえる。 原則としてあらゆる加害を違法としたうえで、賠償責任の発生を限定していくという考え方である。従って、準契約説に 違法性概念は、計算可能性の一定の判断も含めて、責任成立規準を根拠付ける機能をもっていたのに対し、Picker

- 11 判例(すべて否定例)については、吉田邦彦「「第三者の債権侵害」に関する基礎的研究⑨」法協一〇四巻七号〔一九八七〕 九八八〕一八頁以下及びそれらにあげられた諸判決参照。なお、以前よりある、信用照合についての銀行の責任に関する 〔一九八七〕一八八頁、長尾治助「広告関与者の不法行為責任山下」NBL三九四号〔一九八八〕六頁以下、三九五号〔一 ○八三頁及び一○九三頁註(一四○)参照。 浦川道太郎「東京地判・昭六〇・六・二七判批」判例タイムズ六一九号〔一九八六〕六七頁、松本・判例評論三三七号
- <u>13</u> り方をめぐる対立を対象とするので、準契約説そのものの検討には立入らない。準契約説は、その内部での相違は残しつ 第三・四章で検討する論者の議論の前提となっている・或いは批判の対象となっている準契約責任論の展開と現状につ 財産 Vp 説に対する批判においては、共通した立場をとることになる。 既にわが国でも多くの研究がみられる。本稿は、財産 Vp 論の登場によって新たに生じてきた、不法行為法のあ

(12) この傾向に懐疑を示すものとして、椿寿夫「取引法における二極分化的な思考と志向」法律時報六○巻二号〔一九八八〕

第二章 BGH 諸判決

事案の特色・法的保護の内容についての傾向をさぐることにする。以下、被害者をX、加害者とされる者をY、X は除外し、契約関係のないことを前提とし、かつ、八二六条によることのない諸例を紹介する。事例は多様である ないしYと一定の関係にあるものを、A・B……とする。 が、プロスペクト責任をまとめて、それ以外をそこで中心的に論じられる法的構成に即してわけて紹介したのち、 純粋財産損害の責任についての判例のかっての主流をしめた契約成立を認めるものと八二六条の適用によるもの

ている。純粋財産損害諸判決の中で、②の緩和が顕著になってくる。 を行う関係=-人法的関係にあること、③そのような第三者の存在が債務者に認識できることという三つがあげられ ①第三者と契約上問題となっている債務者の給付の関係の近さ、②債権者が第三者に対し一定の配慮(Fürsorge) るという構成であり、人損・物損についての第三者保護の拡大に用いられてきていた。その要件として、一般に、 VSD によるもの。VSD は、第三者を、履行請求権を与えるものではないが、契約上の保護関係の中に入れ

続人の孫に他の不動産と一定の金額が遺贈されることとされていた。その後、原告及び被相続人の数度の依頼にか かわらず、公証人を伴っての被告の再訪が遅れ、その間に被相続人が死亡し、遺言は完成されることなく、 が原告の父と遺言の内容を話し合い、日付・処分意思を記録した。それによれば、原告が単独相続人となり、被相 ① BGH, 1965. 7.6. VI, NJW 65, 1955 (JZ 66. 141). 遺言事件とよばれている。原告の同席の下で、被告(弁護士)

ためにあった、このことは、被告にも明白なことであった、とした。 原被告間に契約の成立を認め、第二審は VSD により、ともに原告勝訴、被告の上告は棄却された。 被相続人の孫が共同相続人となった。原告は被告に対し、遺言不作成によって生じた損害の賠償を請求。 目的である。被相続人の契約の締結及び被告によって引き受けられた義務の即時の履行は、とくに、 原告を、被告に明らかな範囲で、契約関係にひきこんだ、原告を単独相続人にすることは、 BGH は、 原告の利益の 配慮の表現

X は、 と並んで、その希望に応じて有料で、貸借対照表・損益計算書のみを含む複本を渡していた。これら複本にはYに を行いつつXの主張を認めたが、第二審で逆転。BGH もXの主張を認めなかった。八三一条 (雇やれている別の会計士)・ よる会計士印が与えられていた。Aはこの複本をX銀行に提示して融資をうけるが、二カ月後支払停止となった。 についての叙述に関して、 の要件としているような配慮義務の関係はなく、むしろ、融資を求める者と与える者との間には、 て、YA間の契約にXのための保護効は与えられないとする。即ち、原審が、 八二三条二項・八二六条による不法行為責任の主張を拒けたあと、「契約上の原則による責任」とくに VSD につい 計士-Wirtschaftsprüfer)は、A会社から年次決算報告書の作成を委頼されていた。YはAに、完全な年次報告書 ② BGH, 1972. 12. 5. VI, NJW 73, 321. 第三者の情報責任を VSD で承認することを否定した判決である。 (6) 証明印のある誤った貸借対照表を信頼し貸出しをしたことによって損害を蒙ったと主張。第一審は過失相殺 利益の明確な対立がある、とのべたのを支持した。 AとXの間には、 BGH 判例が VSD 求める者の信用 Y **会**

BGH, 1977, 2. 18. F会社に石灰砂岩を引渡していた。代金はFの口座のあるY銀行における借方記入手続によって取立てるこ II, BGHZ 69. 82. 借方記入手続(Lastschriftverfahren) 事件。 X は、 継続的供給契約に基 た。Yの関与の下でなされた、Xの父母の離婚の合意書には、家屋の母の持分を名義変更し、 とどめたことについての事実関係の解明及び損害額の確定のために差戻した。 されうる場合には、信義誠実上第三者を債務関係の保護領域に入れることが可能である、としたうえ、Yが証書を その利用者にとって一定の定型的リスクを含み、遂行を任された手続当事者にこのリスクを小さくすることが期待 てきたが、この人法的要素ということは、統一的な取扱いをする一定の型の大量取引においては狭すぎる。手続が 債権者と第三者の内的関係が人法的要素をもち、債権者が第三者に配慮することが認識可能であることを必要とし 契約目的・信義誠実から、第三者が保護範囲に入れられる場合がある。この種の請求権が計算不可能にまで際限が う視点の下で、原告の損害賠償請求権は正当に示された (schlüssig vortragan)。三二八条の要件をみたさなくても、 なくなることを避け、そこからさきは第三者保護が不法行為法に限定される境界を確保するため、 方記入手続の遂行の際に生ずる関係銀行間の法的関係から借方記入債権者のために導出される保護義務の違反とい 害賠償請求した。第一審・二審ともにXの訴えを棄却したが、BGH は次のようにのべて破棄差戻した。即ち、借 た。Xは、Yが証書を遅滞なくAに送り戻していて、非償還を知っていたら供給しなかったであろう物の代金を損 償還されないことをXが知るのが遅れ、その間にFに供給したものの代金が、Fの破産のために回収できなくなっ 不足のため、Yはそれらの借方記入証書を償還しなかったが、それら証書がしばらくYの処に留めておかれたため、 とにされていた。Yと取引をもたないXは、A銀行に取立てのための借方記入証書を提示した。Fの口座の預金が ⑷ BGH, 1977. 11. 1. VI, NJW 1977, 2073. Y (弁護士) は、Xの父の合意のうえの離婚訴訟における代理人であっ 離婚成立後ただちに 判例はくり返し

公証人の下で契約を締結するという条項があった。母は離婚成立後履行を拒み、財産を処分してしまった。 X は、

る場合には、

この原則からの例外が考えられなければならない、とくに、本件のように、 を委頼者ではなく、その契約で示された第三者のみが得ることになるような契約書を弁護士が作製する場合には、 第三者が弁護士の活動に対してもつ利益は弁護士の責任の拡大に導くものではない、という。 ひき入れることは例外的な事例でのみ許容するとし、第三者の存在が弁護士に知られているときでも、一般的には、 Yが父に合意書による義務付けの公正証書を少なくとも既判力をもつ判決前につくるべきであることを説明しな かったことを理由として損害賠償を請求。 依頼者と弁護士間の信頼関係に基づくという性質上、直接的に損害賠償請求権を与えるような第三者を とす(10) 第一審原告敗訴、 第二審は原告勝訴、 第三者が委頼者によって代理されてい BGH もXの主張を認めた。 しかし、 一定の権利

来ていることをつげ、 有土地の鑑定を行った。その後、デンマーク領事が電話でYに対し、融資のためにYの資格について問い合わせが として損害賠償請求。 X(デンマークの民間銀行)は、Yによる誤った鑑定書と領事への情報によってPに融資し、 ⑤ BGH, 1982. 4. 28. IV, NJW 1982, 2431. Y(不動産鑑定士) 第一・二審ともX敗訴。BGHは、VSDに基づいて、 あわせて、 内容が現在でも妥当するかを質問。 は、 Yは領事の要請で、正しい旨の文書を送る。 建築会社Pの委頼で、 X が、 領事とYの間の情報契約の保護 建築計画のあるP所 回収できなくなった

の不動産を購入したが、実際には収益がはるかに低いことが判ったので、 定を委頼された。この委頼の際、Sは、 BGH, 1983, 11. 2. NJW 84, 355. Y X及びB (不動産鑑定士) (銀行員)を伴っていた。その後Sは購入から手をひき、 はSからA所有不動産の取引価格及び取得後の収 Aと合意解約した。XはYに対し、その 益 の鑑

範囲に入れられるとする考え方を指摘し、この視点の下での再検討が必要であるとして破棄差戻した。

間の費用(購入代金のための利子、仲介手数料、固定資産税、公証人費用)の賠償を請求、第一・二審ともX敗訴。

実審裁判官によって判断さるべきである、とした。 かは、 べきかという問題に関している。個々の事件での事情の故に、契約当事者を超えた保護範囲の拡大が認めうるべき の表示或いはその他の当事者の行動における具体的手掛りなしに、第三者のため保護義務の黙示の合意が認めらる たと理解さるべきではない、この要件は、いかなる前提の下で、客観的利益状況に基づくだけで、明示的な当事者 を否定したことに対して、BGH 判例がもっぱらこれらの要件の下でこの契約類型の法的許容性を肯定しようとし るとしてこの点の審理を原審に求めた。更に、原審がSX間に保護・配慮義務関係が存しないことを理由に VSD 前が知られていなかった者に対してのそれも設定されうるとし、ただし、客観的に画定可能であることが必要であ ること、それらにとって鑑定書が購入判断の基礎になることはわかっていた。保護義務はその契約相手(Y)に名 Xが契約の保護範囲に入れられなかったかが検討されなければならない。Yにとって、S以外の買主グループがい BGH はXの上告を容れ、破棄差戻した。原審がSY間に第三者のための契約の成立を否定したことは正しいが、 るべきであろうとし、 (この要件とは)別の問題である、本件では一定のグループの決定のための基礎として鑑定を委頼する者は、 自己の利益だけでなく他のグループ構成員の利益をも守りたいという意思をもっているということが衡量さ 結局、個々の事件で第三者が契約の保護範囲に入れられたかは契約の解釈の問題であり、事

の可能性について、表示の外的形式から領事がXの代理人であったかが判断さるべきであったとする。次いで、原 れた原審は再び原告の控訴を棄却、 ⑦ BGH. 1985. 1. 23. IV, JZ 1985, 951, DB 1985, 1464, WM 1985, 450. ⑤事件の再上告審。⑤によって差戻さ BGH は原告の上告を容れ、再度破棄差戻した。まず、XY間の情報契約成立

て、

としていた、ということがくみとらるべきであったかを検討すべきであるとする。(3)(4) 及ぼすことができるとする。そして、原審が VSD を否定したその他の諸論点を批判し、原審は、(ユタ) 表示から、彼がそこで名前はあげられていないXの利益を視野に入れていて、Xを不充分な担保の結果から守ろう 保護範囲についても同様であるとし、配慮関係要件につき⑹の論旨をひき、当事者は、保護範囲をどの第三者にも 審のとおり領事が代理人とはいえないとしても、 がないことを理由に、VSDを否定したことに対し、契約内容の形成は原則として当事者に委ねられており、 原審が、 領事・X間に「人的配慮 保護義務・社会的依存の関 電話での領事の

二審とも原告敗訴、 地のうち六つについている担保が記入されていなかった。 は当法廷の VSD についての判例と一致しないとし、原審は、保護効に関する判例上の原則 かについて、AがXの〝幸・不幸(Wohl und Wehe)〟のために責任をもつことを要件としているが、この考え方 破産。Xはそれら不動産上の担保の存在を知っていたら融資をしなかったであろうとしてYに損害賠償請求。第一・ の委頼によりY(会計監査会社)がA及びA関係不動産の封印付目録を作成しXに送付した。そこでは、一七の土 契約締結者の外に現われた意思を、BGB 一三三条・一五七条によって確定しなければならない、とした。 BGH 1986. 3. 19. IV, VersR 1986, 814, NJW 1986, 180. Aが建築のための融資をX(銀行) BGH は、 破棄差戻した。即ち、 原審判決は、 Xはこの目録に基づいてAに融資したが、建築中にAが AY間でXのための保護効付契約が締結された (5)6(7)等を指す) に従っ に申し込み、 A

はYに弁済、その後でYの顧問弁護士が既にAを雇っていたXに証明書を変更するために返還を求めた。Xが調べ Y(商事会社)はかっての被用者Aの勤務証明書を発行。その後、 「法的な特別な結びつき」に基づく義務違反――⑨ BGH, 1979. 5. 15. VI, BGHZ 74. 81 勤務証明書事件。 AがYにおいて横領をしていたことが判明、 A

わからなかった場合には及ばないとする。(エ゙) の引受けの認定には、 るおそれがあり、その第三者への警告に困難が存しない場合にもあてはまるとする。他方この種証明書発行の責任 限の保障にある、と。そしてこのことは、重大な客観的な誤りがあとからわかり、特定の第三者が重大な損害を蒙 特徴的なことはその信頼約束的な証明であり、法律行為的要素が、その発行によって表示された責任引受け、 別な結びつきに基づく義務違反の故にYはXに対し責任を負わないかが実際上問題となる。そして、勤務証明書に しては八三一条によるYの免責可能性があることを指摘したのち次のようにのべる。外不法行為的性格の法的な特 容、Yが上告したが、BGH は上告棄却。原審はYの顧問弁護士の行為を八二六条違反としたが、BGH はそれに対 めの金銭の由来を知っていたとして、Yに行ったとする金額を請求。第一審は約九割、第二審は約六割について認 たところ、 AはXにおいても横領を行い、その一部はYへの弁済に使われたことがわかった。Xは、Yが弁済のた 誤りが重要なものであることを必要とし、また、発行の際過失によって誤りが生じあとでも

本件は自己の利益の場合ではなく、YがXに対して、特別な程度に個人的信頼を利用し、それによって(XA間の 或いは、取引に自己の経済的利益をもつ場合に説明義務違反の責任を負う――は、本件のような管理人にも妥当し、 cic に基づく代理人の自己責任についての判例上の原則 負代金を得られず、Yに損害賠償請求。第一審はX敗訴、第二審はX勝訴、BGH はYの上告を棄却した。BGH は、 ととされた。AはX(金属加工業者)に建築の続行を申し出、Yはそれを知りつつAに契約に署名させた。 債権者会議の結果、Y(金融・不動産業者)に融資・管理を委ね、建築続行はYの同意の下でのみ行なわるべきこ 第三者の cic 責任構成によるもの。⑩ BGH 1971. 4. 5. Ⅶ, BGHZ 56. 81. 建築施行主Aが資金不足に陥 -代理人は例外的に、特別な個人的信頼を利用した場合 Xは請

あることを発見できたとする原審の判断を肯定した。(空)(空)

た契約相手方に対し、

信頼損害の賠償の責を負うとし、

義務違反についても、

契約締結における義務違反に関して、彼を信頼し

自らの検査によって容易に事故車で

をしめるときには、彼は原則として、

(Sachverwalterstellung)

期させ、

が成立しうるとして破棄差戻した。即ち、

一審ともX敗訴、BGH は、契約上の義務違反である pVV とは区別された、締結後の第三者の義務違反・信頼責任

Xの主張するように、

Yは自己の

(人的物的)

装置を投入することを予

特別な程度に予定通りの取引の進行への信頼をひきおこすことによって、Xをチャーター契約に動かした

契約交渉に影響を及ぼしたかが問題となるとして、本件でこれを肯定する。(ユタ)

検査費用、不使用の損害) 故車であることをYに黙っていた。この車が使い物にならず、XはYに対して信頼損害(締結費用、代金の利息、 が、 ① BGH 1975. 1. 21. Wii, BGHZ 63. 382. Xは、Y 中 古車 . の 販 (売に お の賠償を請求、第一・二審、BGHを通して、Xの主張が容れられる。 いて、 仲介者、 締結代理人として売主のために (中古車販売業者)の店頭で、 A所有の中古車を購入。 無 制 限 の管理 BGH は、 者 の A は事 専門業 地 位

約についての cic 責任、その後の停泊についての誤った情報による pVV 責任を理由として損害賠償請求。 XはNに対し停泊料、 がチャーター、TがXからチャーター)が行なわれた。しかし、港に積荷がないままYの要請で停泊し続けたため、 証の獲得などに働くY会社の取締役も同席していた。その後Yの要請で、第二のタンカーのチャーター(NからX とエジプト産原油の運送とAがXからタンカーをチャーターする契約を結ぶ。この締結には、 契約締結後の第三者の責任という構成、⑵ BGH 1977. 11. 19. II, BGHZ 70. 337. X 割増料その他のNの蒙った損害を支払った。Aが無資力のためXはYに対し、チャーター (海運会社) Tのために銀行の保 は、 第一. 契

いての重要な情報を当事者の一方に与えず、そのためにこの当事者が損害となる処分を行い或いは損害を防いだで つという信頼をよせさせた者は、契約上の拘束を要することなく、契約締結後、生じそうな契約の遂行不可能につ のだとしたら、Yには締結後にもXの利益を顧慮する義務が生ずる。二当事者間の契約の遂行へ決定的影響力をも

あろう措置をとらなかった場合にも、損害賠償の責に任ずることがある、⑵ 金をAという形で集めるわけである。この社員募集は更に、投資仲介会社(C)を通して行なわれたり、 限責任社員たる有限会社(GmbH-B)と有限責任社会―投資家(X)からなる。このBが事業を遂行するための資 いる。判例上問題となったのは、それら法律の規定によらない非上場資本市場での、公開有限合資会社(3) に投資家に提供される文書であり、 ラインを示すことにする。プロスペクトとは有価証券の販売或いは社員権の募集に際して、事業内容の説明のため いての一連の判決がある。それらのうちの重要なものについては既に紹介があるので、以下では重複を避けアウト(ミヒ) (D) が有限責任会社となり、投資家は直接にはDに信託投資して、Aへは間接的に加入するという場合もある。 次に、cic 構成によって純粋財産損害についての第三者の責任を認めるものとして、プロスペクト責任につ の社員権募集に際してのプロスペクトの誤りについてである。Publikums-KG(A)は、 一定のものについては提供が義務付けられまた虚偽の場合の責任も規定されて 通常、 ある会社

合が出てくる。そこでXがプロスペクト作製者等を相手として損害賠償請求することになる。BGH は、 故である。しかし、場合によっては、実体のないもの、計画がズサンなものがあって、出資金がもどらなくなる場 クが大きいと思われるこの種の投資が増加した。Aが償却会社(Abschreibungsgesellschaft) Aへの投資はたとえ無配当になっても投資分について税制上のメリットをうけることができることもあって、 と呼ばれるのもこの

リス

護士の責任が最終的に、或いは可能性として肯定された。(※)(※) では、 プロスペクトに載っていた者、⑸ BGH 1977. 3. 22. VI, BGHZ 74. 103 cic 責任という構成で、請求を認める判決を続けて下した。そして、責任を負う第三者の範囲が序々に拡大されていっ BGHZ 72. 382(破棄差戻)では、 © BGH 1978. 4. 24. II, BGHZ 71. 284 (破棄差戻) では、 Cとその無限社員、 ① BGH 1980. 3. 22. BGHZ 77. 172(破棄差戻)では、 A設立時のBの社員で、Xらの投資時にはBを脱退してAの顧問となっていた・ Bの社員と取締役、 (第一審X敗訴、第二審と BGH はX勝) プロスペクトに載っていた弁 3 BGH 1978. 11. 16.

れは、 とである。 棄事件が多いこと、 BGH のとる規準が第三者をどこまでカバーするのかが必ずしも明確ではないということにもよると思われる。 みとなる。このことは、 が勝訴しているが、 圧倒的に多いことが目につく。これらに、 みることから、 はまた、 この種事件におけるXの保護の必要性及び範囲について自明のものとみられているわけではない、 契約関係から離れて、第三者の行為に着目しようとする Vp 説が登場する一つの因がある。 判例に現われたこのような法的保護をどのように評価し体系的に位置付けるかが学説上の問題となり、 どのような不法行為法の姿をあるべきものとするかの対立と結びついていた。そこでまず、 準契約構成は契約法の周辺で規準を求めていくということは共通していても、その内部で、保護の性格 それとの関連で学説上の対立内容を探っていくと、第一に、上記裁判例をみると、 とくに再上告事件(7)は、 第二・三審で敗訴した(2)を加えると、 BGHによる法形成が下級審に浸透していく過程であるからということもあろうが、 第一審での原告敗訴ののち第二審で逆転した4回5と、 第三者責任についての実質的評価上の対立の存在をも窺がわせる。 第一審から BGH まで結論が一貫しているのは⑴ しかし他方、 第一審では原告 破棄差戻事件が 判例の特色を というこ (9) (11) また、 それ 破

構成によって処理してしまおうとすることに対して、適切な規準を導びき出し得るか、更には、 及び具体的な成立要件の構成がわかれることになるのはこの故である。それだけに、これまでの議論をすべて Vp およそ規準による

限定が取払われるのではないかという危惧が生じてくるのだと思われる。

断のリスクの転嫁可能性によって守られるものではなく、YA間でのYによる完全な履行にのみかかっていた。こ 準契約へのふりわけをするかの違いがある(Canaris の統一的法定債務関係論はいわばこの中間をいく)。しかし、 のことからまず、 であった。またそこにはXの判断に起因する損害の招来はない。これは、他の事件において、Yの情報の提供或い のような相違を示す。 の期待と関連している。そしてこの点が学説上の対立にとって決定的意義をもつ。即ち、 ついての、従ってまた、不法行為法と他の領域の関係如何についての対立となる。 な事実とみるかの相違であり、体系論上は、契約法のこのような補完が独立した基本的意味をもつものであるかに リスクをYに転嫁させる可能性と根拠である。この根拠をYの社会的地位・責任を基礎とした Vp の違反に求める 第三責任の議論の中心にあるのは、 は不作為がXA間の契約の成立或いは遂行の一つの因となるというのとは異る。 Yの行為とXの契約期待との結びつきを維持させつつ、契約法の周辺にXの期待のうけ皿を求めるかが対立点 第三者責任問題のこの位置付けの相違は、X・Yの関係の性格付け、どの視点から何を責任にとって重要 BGH が準契約構成をとることから当然のことながら、問題となる損害はすべてXの抱く多様な契約上 ①④とその他の事件を財産 Vp という道具で一括処理するか、相違をそのままにして契約解釈と (1)4)では、AY間でのYの給付内容が、AX間での遺贈・贈与を可能にし又は実現すること ①4でなく、判決の圧倒的多数をしめるもの、 (1)4)では、Xの利益は、 即ち、 (1)4)とその他の事件が次 現実化したXの契約上の 自らの判

(9) (11) では、 るものとして、 その他に判例の事実関係から窺えることとして、Xからみて、 Yに故意又は重過失があったのではないかと思われることである。このことは、この種損害の第三者責 ⑴⑵⑶⑷があり、また、裁判所が認定しているわけではないが、プロスペクト責任判決及び⑴⑶⑸ 契約相手とYの区別が明からでなかったと思わ n

1 議論の検討の前提とするためのものであって、 松本・民商七九巻三号三九七頁以下、七九巻四号五四九頁以下、岡・前掲三一五頁以下参照。本章は、不法行為法上の 情報責任論の研究のためではないから、 かっての判例と近時の判例の対比

のうえで、この問題の解決をさぐるという作業を行うわけではなく、かっての諸判決はあげなくてよいであろう。

任にとって規定的意味をもつ諸事実を考えるうえで示唆的であると思われる。

- (3) 別えば、Madians 3.20 l(2) 奥田・前掲二三三頁以下
- (3) 例えば、Medicus, a.a.O., Rz. 844 ff.
- 4 宮本健蔵「契約責任の再構成をめぐる最近のドイツ民法学の一動向!」法学志林七九巻一号一〇二頁及び一〇九頁註四
- 5 Lorenz (JZ 66, S. 143 ff) は、Xを共同債権者としうると判例評釈でのべている。Stoll ② S. 596 も契約解釈の問題である BGH は、VSD で処理することによって、XY間での契約関係を認めるかには立ち入らない(dahinstellen)とした。
- (1)判決にとくにふれているというわけではないが、④ Rz 466 の叙述からいって、当然 Vp によることになる。また、 とする。他方、Bar ① S. 221 f. は VSD を批判し、真の不法行為法が問題となっていることの例とする。Brüggemeier は

Mertens (2) Anm. 808, §823

6

岡・前掲三八一頁に言及がある。

利用という表現は、 の原因となっていることが明らかにされていないとして、この問いには答えなかった。この判決による、 保証義務をひきおさないかという問題があり得るとするが、本件でのXの主張では、意識的な不正な発行及びそれが損害 可欠な要求の顧慮の下、信義誠実という一般的に妥当する原則によって一定の範囲の受け取り手に対する証明書発行者の 信頼の利用ということによって、Yの発行した証明書の意義は強められる。信頼のこのような意識的利用が、 (Inanspruchsnahme) の問題をとりあげ、責任を根拠付けうるかを検討している。即ち、 なお、この判例は、のちの cic 拡大による第三者責任の構成につらなる・第三者(Y)の自らによせられた信頼の利用 cic 判決より要件が狭いことを窺わせる。なお本判決では cic という言葉自体現われてはいない。ま 取引社会が会計士におく特別な 意識的な信頼の 取引上の不

た本判決に批判的な Lammel, NJW 73, S. 700 の評釈においても同様である。

- (8) Vp 説は、本判決の結論への反対は明示してはいないが、不法行為責任の問題であるとすることにYの責任の肯定の方 行なわれたのではなく、通常監査の複本を許したことの故であるから、情報責任で例外的にあらわれる不特定者への表示 他方、Canaris ③ S. 95 Anm. 225 は、VSD でなく第三者の cic 責任の問題であるとしつつ、本件は、銀行提示用に監査が 向が窺える、Bar ① S. 232 f. Mertens, ② Anm. 303, 305 §826, ① S. 253. また、K. Huber, FS-Caemmerer, S. 364, 386 も。 tung des Experten für seine Expertise, AcP 187, 1987. S. 292, 307 f. がなくはないとしつつも、Yに責任引受けがあったとみることはできないとする原審の認定からは、 の責任においての限界事例であるとする(判決には批判的?)。Stoll は、VSD に批判的ではあるが、 Stoll ②, S. 768. 専門家による保証表示説をとく Grunewald は、VSD 構成を批判するが、結論には賛成か? Die Haf 本件の結論は、 筋が通っているとす
- 9 財産 Vp 問題とするもの、Bar ①, S. 224 f. ③, S. 473 f. ④, S. 642. Mertens ②, Rz 470, §823, Brüggemeier ④, Rz 449,

- プが承認されたものとして意義を認める。準契約説ではあるが、本判決の結論・構成ともに批判するものとして、Herr-453 ff. これに対し、Canaris ②, S. 99 f. は、支払技術上の偶然性に由来する要保護性に仕える・VSD の新しい事例グルー
- mann, Die Sachwalterhaftung vermögenssorgender Berufe, JZ 1983, S. 424
- 10 223 を肯定したものといえよう。Bar は、Vp 問題としつつ、本判決の限定を実質的には既に破られているとする、Bar ① S 本判決は、とくに純粋財産損害についての VSD による責任拡大に対して懐疑的ながら、 本件の特別さを強調して責任
- (1) 従来の配慮義務関係要件を不可欠なものではないとして、VSDの適用可能性を拡大したもの。本件は委頼がグループ たわけではないとして支持する、AcP 187, S. 301 f. これに対し、Littbarski, Honsell は本判決に反対する(第一章註5文 方、Grunewald は、保障表示説から、VSD には批判的ながら、本件は限界事例であるがこれでYのリスクが大きくなっ le zun Vertrag mit Schutzwirkung für Dritte. JuS, 1986, S. 888 Anm 51 は、意思に関連させることは狭すぎるとする。 た。Vp 説では、Mertens ②, Rz. 472, §823 は、VSD における規準が不明になるに至ったものとする。Assmann, Grenzfal-を代表してなされたかの判断によることになろうが、VSD への学説上の批判にまた新たな批判対象を加えることになっ
- (12) このうち、Xの利害ともともとの委頼者Pのそれが対立的であったということも VSD に障害とならない、とすること であるかぎり、 大がみられるが、本件ではこの論点は実際的には決定的意味をもつことなく、領事からの電話の時点で第三者の具体的使 しばしばあることであって、鑑定人がそのような使用を考慮しなければならない場合、そのグループが客観的に画定可能 が一般性をもつ。「委頼者が鑑定を自己の検討のためだけでなく、第三者に対して使用するために注文するということは 第三者に対しても鑑定の正しさに関して責を負うことがありうる」と。ここには、 6事件のグループの拡

- 用がわかったとしている。
- (1) この原審への指示の部分は、WM 1985, S. 452

14

になることを示す例であると批判的(a.a.O., Rz 845)、また、Honsell, JZ 1985, S. 952 は本件への批判的評釈 は賛成しつつ、領事の問い合わせを問題にする必要はないとする(a.a.O., S. 304)、Medicus は、契約責任が計算不可能

Vp 説 Assmann は、本判決にあるのは意思擬制であるとする、a.a.O, S. 891, Vp 批判説の中では、Grunewald が結論に

- (15) 本判決は更に続けて、八二六条及びXY間での黙示の情報契約及び cic 責任(後にみる第三者の cic 責任とは異る)の
- 可能性の検討を求めている。 一方的義務付け行為を考えないのであれば、この申込の推断的引受けは、名宛人が証明書を決定の基礎にした

<u>16</u>

判決は、

(17) Vp 説では、Bar が、本件評釈で、製造物責任における欠陥商品の回収義務と比較しつつ、「真の不法行為」の問題であ ことの中に見られる、とする。

るとする、JZ 1979, S. 729, Bar ① S. 226 Anm. 132, ② S. 1721(「相当に広く進められた証明書発行責任」という)、④

- S. 643. ただし、③S. 483 では、いきすぎであるとし、その理由として、被用者Aのみがかっての使用者Yに給付してお Brüggemeier ④, Rz. 461, 473 は結論には賛成しつつ、YのAとXへの関係における役割葛藤の故に、重過失を要件とする。 XとAを責任問題で同列におくのは疑問であるとする。Mertens ②, Rz 178, §826 は、Bar JZ の評釈を支持する。
- 信頼責任論に立つ Canaris は、表示の方向性という要件は存在しており信頼責任に入れうるが、Yは表示を自らの利益と 結びつけているわけではないし、自らのイニシャチィブによるものではないとして、重過失への制限を必要とする、Ca
- <u>18</u> 本判決については、今西康人「ドイツにおける契約締結上の過失責任理論の展開②」六甲台論集二八巻三号〔一九八一〕

naris (3), S. 96

判決が一般的に信頼をのべているのに対し、「原告の信頼が被告の自己の給付約束によってよせられることになった場合 六四頁。 責任を根拠付ける信頼拘束に至る」と限定を主張し、結論にも懐疑的。 本件を Vp 問題とするもの、Mertens ②, Anm. 809, §823, Brüggemeier ④, Rz. 73, 77. 他方、Stoll ②, S. 764 は、

- 20 19 であるとみることもできよう(Haase, JR 1981, S. 325, Medicus, a.a.O. Rz 200b)から、成立要件上の問題は小さいとい 下の関係如何が、 える。それに対し、第三者責任と離れて、売主の責任と同列においたとしても、cic 責任と BGB 一二三条及び四五九条以 も一九八一年判決の事件でも、中古車販売業者は、付加価値税回避のために仲介者として現われていて、実質的には売主 印について、Brüggemeier は、不法行為責任とし(a.a.O. Rz. 73, 77)、それによって免責条項が働らかなくなるから、 今西・前掲六五頁。 時効問題をかかえて現われてくる。この点の学説状況については、Medicus. a.a.O. Rz. 150 参照 BGH は、この種事件にその後も同旨の判決を下している(BGH 1981, 2. 28. BGHZ 79. 281)。
- 説はこの点では同じ結論になるが、一方は不法行為、他方は給付約束という成立要件の相違は勿論残る。 人の責任は独立したものであるから、売主によって付けられた免責条項は代理人の責任に影響を及ぼさない、とする。 任を肯定したことは正しいとするが、BGH が代理人の責任は売主のそれより広くならないとしたことには反対し、代理 売主の契約責任より広くなりうるとする(Rz 475)。Stoll ② S. 769 f. は、約束が存在するとみうるから、BGH が信頼責
- 21 明らかにするものとして意義付ける ③ S. 103 けているという、Bar ② S. 467 Anm 66. また、Mertens ② Anm. 809, §823. これに対し、Canaris は、勿論本判決に賛成し、 とくに BGH の視点は、保護義務が契約上のものではないということ、cic 責任と同じく法定信頼責任であるということを 行為責任にとって大いに興味をひくものであるとする、①S. 228 f. また、Bar は本判決は Canaris ①から決定的刺激を受 今西・前掲六六頁。Bar は、結論的には賛成しつ、この判決は、cic 責任を延長することによって職業義務違反の不法

- 22 六巻五・六号〔一九八五〕一二三頁以下、三七巻五号〔一九八六〕八九頁以下。 今西康人「第三者の契約責任について──ドイツにおけるプロスペクト責任を手懸りとして───□」神戸商大論集三
- 23 über Auslandsinvestmenten)一二条。訳は今西・前掲①一二六頁による。 取引所法 (Börsengesetz) 四五条、資本投資会社法 (Gesetz über Kapitalanlagegesellschaften) 一九条、外国投資法 (Gesetz
- (4) くわしくは、今西・前掲()一二六頁以下。

今西・六甲台論集二八巻三号六八頁以下。

25

- (26) 今西·註(24)論文(二三一頁)
- (27) 今西・前掲一三二頁。
- (28) 今西・前掲一三三頁、岡・前掲三二〇頁。
- ろう。諸問題についての判例の整理は、Pleyer/Hegel, Die Prospekthaftung bei der Publikums-KG, ZIP 1985, S. 1370 ff. 的範囲に関し、取引所法四五条との一致をとく BGH. 1980. 10. 6. BGHZ 79. 337(今西〇一三三頁)が注目さるべきだ 法一二条五号にあわせて、記載の虚偽を知ってから六カ月、加入から3年とした BGH, 1982. 3. 22. BGHZ 83. 222、人 時効に関して、一般の cic 責任と区別して、「典型的な信頼」による責任の場合、資本投資会社法二〇条五号、外国投資 ではなく、X・D間の信託契約の履行補助者(A)による違反と構成されている。その他、プロスペクト責任判例では、 なお、信託有限社員たるD社の責任を認めた BGH 1982. 5. 24. II, BGHZ 84. 141(破棄差戻)では、第三者の cic 責任
- 30 くように説明できているというわけではないが、判例の投資家保護という法政策的傾向はもはや止められ得ないように思 広くみられる賛成が税回避的投資の要保護性に対する BGB の懐疑的姿勢の何がそんなに明白に正しくないのかを満足い 本稿で検討の対象とする論者のプロスペクト責任判例への態度は次のとおり。Bar は、一方では、判例の結論について

S. 93. また、②, Rz. 2294)。しかし、彼によれば、仲介者には、cic, pVV 責任の実質をもつ商法九八条が適用され、それ れる。 gemeier は、不法行為上の専門家責任・情報責任であるとする、Brüggemeier ④, Rz. 498. 他に不法行為説は、Assmann(第 とする、 実の叙述には故意・重過失、不完全性には悪意(故意又は認識ある過失)を必要とする(⑫, Rz. 2280)。かくて、表示 以外の場合に cic の一般原理によることになる(②, Rz. 2293)。この義務内容は取引所法四五条以下の類推に支えられる える、といささかの懐疑をのべつつも、 責任の中でも、 べているものはみあたらない 章註(3)文献参照) cic 責任のモデルによる信頼責任と考えるから、判例がプロスペクト責任を cic 責任としたことには賛意を示す(@ Rz. 2294)から、要件・効果をそれに調和させる必要があるとされ(③, S. 93)、とくに、成立要件については、不 Mertens は判例による責任肯定を正当としつつ Vp 問題であるとする、Mertens ②, Rz. 182, 196, §826. Brüg Bar (5), S. 497, 510. シンには、 プロスペクト責任は情報責任とは区別されている(③, S. 93, 95)。Stoll がプロスペクト責任についての がいる。これに対し、Canaris は、取引所法・資本投資会社法・外国投資法によるプロスペクト責任 (④, S. 43 の叙述がプロスペクト責任も含むかは不明)。 基本的原理からの主張を貫ぬくというのではない、「実際的」方法の一端がみら 判例のとりくんでいる問題はすべて不法行為法の継続形成によって解決さるべし

31 Yの給付は、 4)では母の贈与不履行があるのでややリスク転嫁に近付く。 XないしAの判断の素材を与えるものではなく、そもそも母の不履行リスクを知らせ取除くものであったと 第一審でのXの敗訴はこれに因るのかもしれない。

いえよう。

第三章 | 財産 Vp 論の特色と問題点

ものにされた。Bar においては、過失による財産損害惹起の第三者責任は、Vp の一種である職業上の義務の違反 じく財産 Vp 論である Mertens, Brüggemeier に比べて、実際的・妥協的な論旨の展開になっている。 定の価値理念が体系及び個別規準(そこで準契約構成との相違は勿論現われるが)に貫徹されるわけではない。同 理念の実現であるという不明瞭さをもつ価値基礎の性格付け方、更にまた、実際的機能的考察という方法から、 加害者のこの把え方が、不法行為法の機能・性格に規定的となる。しかしながら、Bar においては、この福祉社会 ではなく、専門人という属性で把えられる。そして、不法行為法を行為義務設定を出発として構成する場合には、 という意味においてである。他方、第三者(Y)は、既に違法性決定段階において、市民という抽象的存在として 護を享受できるとされるのであるが、それは、抽象的な法主体としてではなく、「福祉」理念の対象者==非専門人 下では、(ホウᄛハ符サラセリト) Xはたしかに一定の結合関係にはない社会の一般構成員としてこの純粋財産についての保 という価値に基礎付けられ、判例法の整理という実際的「機能的」方法によって導き出された。この不法行為法の の責任とされる。そのような形での財産保護を一つの基本部分とする不法行為法は、Bar によって、福祉社会理念 は相違がある。この相違が財産 Vp 設定の具体的規準にも影響を及ぼしている。 財産 Vp は、Bar ①によって法的構成を与えられることによって、学説の中での議論の対象として無視できない 財産 Vp 説のなかでも、基本的方向は共通にしつつも、財産 Vp の位置・根拠付け、 更には不法行為法像に

③故意の良俗違反による加害(八二六条)と把えられることになる。不法行為法をこのように把えることは、 産的利益の保護法規違反による侵害及び Vp 違反による侵害==間接侵害及び不作為による侵害(八二三条二項)、 条二項に整序されるから、このことからも、財産 Vp と構成することが可能かつ容易にされる。かくて、Bar にお 成根拠と同じであるということである。そして Vp は、判例上の Vp と保護法規の機能的比較に基づいて、八二三 判例における財産保護のための要因-ているものであり、この職業上の義務は、八二三条一項の財のための Vp の一つのグループであること、第二に、 摘がある。即ち、第一に、財産損害についての裁判上の第三者責任の肯定事例は、職業上の義務の違反が問題となっ という意味で消極的な論拠の他、積極的論拠として、八二三条一項の財の保護の Vp についての判例との類似性の指 の対象である純粋財産損害問題に限った場合でも、Bar は Vp として八二三条二項に整序することによる実際的変 てまた維持利益 いては、 まず、Bar が、前章でみたような第三者責任を不法行為責任とするのには、そこには契約は存在しないこと、従っ BGB 不法行為法の三つの中心的構成要件は、①絶対権の直接侵害(八二三条一項)、②絶対権及び純粋財 (Erhaltungsinteresse)が問題となっていることという、他の Vp 論と共通する・契約責任でない(②) ──信頼保護・危険から利益をうけるこ──が、八二三条一項の財の Vp の生

他の部分との関係を切断されて独立した制度とされる。このことによって、契約リスクの転嫁も、 ような限定がつく)。Bar において、財産 Vp が独立した類型でなく、八二三条一項の財の Vp と共通しつつ職業義 は 無関係に、 不法行為法が、被侵害利益ではなく、侵害の仕方による分類を内容とするものにされることによって、 行為義務設定を通してなされうることになる(ただし Bar の場合、その方法と関連してのちにみる 契約法の が原理と

化は少ないと考えたにも拘わらず、いわば附随的に、理論的及び実際的問題が生じてきた。

役割(exponierte Rolle)からは高められた責任が出てくる」という考えが帰責基準となる、とすることにこのこと 務という Vp の一グループをなすとされているのは、財産 Vp 自体が第三者責任判例の事案と Vp との比較によっ あった。そして、この不法行為法の中では、この種第三者責任問題を解決する財産 Vp は、中心的柱である Vp 一 通して財産 Vp 問題とされ、また、財産 Vp が独立類型でなく Vp 一般の中にあるということは、必ずしも、財産 付く。Bar が、八二三条一項の財も純粋財産についても同じく、「社会生活・職業生活の全体の中で、ぬきんでた(9) 為法が行為義務違反を中心とするものに再編成され、この行為義務の設定という同一平面におかれるということで 損害問題をただちに八二三条の財の侵害に近付けて位置させることを意味するわけではなかった。それは、不法行 が窺える。かくして、勿論、Bar において純粋財産損害の第三者責任問題が、八二三条一項の財の Vp との比較を いうことを表わす。これによって、私人対私人の関係での社会生活上の義務が、社会対私人での社会的義務に近 て根拠付けられていたということとともに、基本的出発点においては、利益評価から切り離して行為評価を行うと

導入するルートになるという機能と、逆に、原理を体系的に一貫させることに対しての、機能的考察・実際的理由 団法継続形成方法としての裁判官法思考によって可能にされている。回は、裁判官による政策的考慮を通して①を このような不法行為法の再編は、Bar においては、①実質的価値としての福祉社会理念によって根拠付けられ、

般の一部分を担うことになる。

国家から福祉社会国家への変化をあげ、このうち最後の視点が「決定的な説明根拠」であるとする。即ち、 Bar は第三者責任の判例の展開の原因として、職業責任の民主化、責任義務保険の影響、レッセフェーレ(ユヒ) 信頼保

付けの強調という機能をもっている。

を損うこと(Systembruch)と思われたに違いない。今日しかしながら、投資と結びついた損失リスクは重荷であ に入りこんだ、とする。また、とくにプロスペクト責任に関して、純粋な市場経済をもった初期資本主義国家にとっ 護という考え方は、福祉社会を特色付ける状態思考(Statusdenken)の発露であり、社会的安全に慣れた現代の人々 る(drückend)と感じられるようになり、その結果かってよりはるかに広い範囲において転嫁されている、と の生活感情、全体にわたって危険がないという考えうるかぎりでの理想秩序(Idealordnung)への志向が情報責任 助言を無償で与えた者の責任を、投資推奨に対価を支払われた同業者の責任に近付けるということは、 制度

新たな構造のものに再編するという主張になるわけである。 不法行為法を、それがあくまで契約法と同じ価値のレベルで機能することに適した構造をもつとされるかぎりで、 補完と把えるか、契約法とは異質の価値に基づくものと把えるかの相違がある。そして、後者に立った場合、 準契約説と不法行為説の相違の出発点には、このように、まず契約リスク転嫁の根拠を契約法上の規則の延長

るが、他方で、彼によって第三者責任の基礎にあるとされる福祉社会理念が、内容上貫徹されうるものではないと こない」、という批判に現われる。このことは、 を及ぼしている政策的衡量・社会的・経済的衡量が、学説・実務の法学的技術的構成の中では不完全にしかみえて である。このことは、 付けられるというのではなく、裁判官の政策的衡量の結果の承認によるものであることに力点がおかれていること しかし、Bar の財産 Vp 論の特徴は、それが、不法行為法に新たな価値を原理として貫徹することによって根拠 第三者責任判例と Vp 判例の比較という方法に、また、準契約構成への、「法に対して影響 Bar のいう「機能的考察方法」によるのであるということができ

グループわけ、義務範囲、これら義務の発生根拠に関してあてはまる」という。そして、Barは、(ユ) う課題」は、準契約構成から離れて不法行為法の中で、Vp との対比のうえで行なわれるのであって、「とくに、 実際的と考える根拠によることになる。まず、「゙信頼責任〟の具体化・諸義務の発生根拠・強さを明確にするとい しては、 経済の法」においては財産 Vp に限定が必要であるとされることになる。しかし、その限定のための基本的立場と と対立するものであることが明らかにされている。しかし、Bar においては、この対立はそのまま残され、 功績についてと同時に危険についての試金石(Prūfstein)である」とする。ここには、財産 Vp が契約法上の原則 法は、このことからとどまるべきではないだろうか」とし、福祉国家という考え方は、「情報責任に関する判例の 務保険に、投資者、 るという決断の基礎にすることによって、へまな取引をしたのである。……責任法は、自由競争に介入し、 されることにもよる。即ち、「情報責任事件における原告は、 に拘わらず訂正しなかった者」は、損害賠償の責に任ずると。Bar は、この責任要件に関し次のようにいう。この て特別な信頼される地位をしめ、この信頼が受領者からよせられて当然であるに拘わらず、故意又は過失によって、 は、目下の処、 して、債務法改革鑑定意見書では、更に限定した内容の条文を提案している。八二八条一項として、「職業活動によっ 定の者に対しその財産上の問題において、誤った情報若しくは瑕疵ある推奨を与え、又は、これらを新たな知識 福祉社会理念は役立たないのであるから、再び、実際に行なわれている衡量の整理と、更に Bar 自身が 一つのグループ、つまり、……職業責任のみが存在しかつ慎重に展開しうるものであるとする。そ 企業間の取引リスクを負担させることに近付いている。社会的であれ、尚本質的に市場経済の 無償の推奨を自らの財産の一部を利益を求めて賭す 財産 Vp として 、「市場 責任義

「信頼がよせられて当然である」ということは、現実によせられたというだけでなく、それが当然であるというこ

更に、具体的規準にまで規定的意味を持ちうる形でより積極的に不法行為法を再編すること、及び、それを解釈的

現われている。 件となった。ここにも、 ためのものであるが、情報の名宛人の具体的特定性、なんらかの対価性といった、不法行為法とはなじみにくい要 また、請求権者たりうる名宛人は〝特定〟された者のみである、と。この限定規準は、責任発生の無際限さを防ぐ(ミヒ) くとも間接的に自己の経済的或いは特別な理念的目的を求めているときにのみ、推奨を信頼して構わないのである。 ひきかえで(gegen Belohnung)の行為〟という要件に対応する規範的要件が加わった。推奨者がそれによって少 とを要求している。これによって、厳格な意味での有償性を求めるものではないが、ABGB 一三〇〇条の Bar の不法行為法が、基本的原理というより、実際的衡量に支えられているということが

るとして、一般条項が中心的役割を果たすことに対しての批判が登場してくる。しかし他方では、 本的な考え方にふれるとして、また、裁判のあり方として、具体的衡量を通しての Vp 設定を可能にすることにな という内容をもつ不法行為法は、一般市民法の一部としてのそれから離れることの一歩を大きくふみ出していた。 的存在たる市民としてでなく非専門人として、福祉という社会政策的観点からのこの制度による保護を享受しうる、 主張ではなかった。しかし、既に、Vpによる財産保護が社会の基本的一制度とされ、一般構成員が、しかし抽象 もつ BGB 不法行為法を、それとは異った原理に基づいて積極的に再編していくための道具としての一般条項化の 衡量に開かれた一般条項に通じるとしても、社会構成員を抽象的市民と把えるという意味で一般市民法たる性格を このような不法行為法論に対しては、一方において、実質的内容として、財産 Vp 制度が BGB 不法行為法の基 Bar においては、Vp=八二三条二項論も「機能的」に導き出されており、それは、行為義務設定を通した政策

に行うことの方法的根拠付けを伴った主張の存在がある。それが Mertens 及び Brūggemeier の財産 Vp 論であった。

そして、Mertens においてこの統一的財産 Vp は、「動的体系」の考え方によって導き出された。またこの体系は(%) 連をみることによってではなく、行為義務設定というレベルで、特別私法上の要素を一般私法に及ぼすことによっ 独立した存在となる。ここでの「一般私法」と「特別私法」の再統合は、特別私法の中に一般私法上の視点との関 景をなすものとする。従って、Mertens においては、Bar と異なって、財産 Vp は、八二三条一項の財の Vp から の考え方は、個別「規準」にまで貫徹するものとなった。 れた諸要素の共働による。基本的価値が実定法規との関連をもって現われることによって、Mertens の不法行為法 て、この純粋財産損害の領域で、BGB 不法行為法をその一般性とは異った視点で再編するということであった。 の財産損害の責任と統一させて把える。そして、Vp 違反という考え方をこれら一連の財産損害責任の統一的な背 層の法形成を容易にする内容をもっていた。ここでの法形成の方向付けは、経済諸法規からとり出され定式化さ Mertens の財産 Vp 論。Mertens は、 財産損害の第三者責任問題を、経済法規を中心とした「特別私法」上

害者と被害者の間の特別な社会的コンタクト。そして他方、BGB 内での判例による一般財産保護の展開のなかに、 職業的地位に基づく公共的機能の遂行、公開的(öffentlich)表示による或いは官庁への表示による自己拘束、 社法・経済法規上の責任規定を手掛りとし、そこでの責任にとって重要であるとされる要因が取り出される。即ち、 加害者の支配的地位(Machtposition)と被害者の依存的状況、加害者による一定の社会的役割の引受けとりわけ まず、「他人の財産的利益の不法行為上の保護の包括的民事法体系」は次のようにして導出される。一方で、会(タン) 加

社会的な支配的地位を、(市場)

機能攪乱的に或いは業績とは関係のない利益の獲得のために用いること、

(b) 典型

性が明らかである。それらは八二六条の子供である」)。第二に、「判例の経済政策的機能、(ミヌ) つ評価 であり、 とする裁判官の任務の共通性の主張である。第三に、BGB 不法行為法全体が解釈によって動的体系化されること よって再統合することを可能にするとされるのは、第一に、BGB 不法行為法内部の判例法と特別私法のよってた 動的体系の要素・諸力を窺うことができる、とする。そして、「特別私法からとり出される責任要素を働的体系の要素・諸力を窺うことができる、とする。そして、「特別私法からとり出される責任要素を ることになる。即ち、「八二三条一項・二項、八二六条はそのもともとの内容上、構成要件の基礎杭ではなく、 能性…… の多様性と統一性にとって有用たりうるのでないか」とする。特別私法上の責任と BGB 不法行為法を財産 Vp に^(③) ぜい、 の基盤が共通とみられることにある(「多くの特別私法上の責任においては、不法行為法との発生上の類縁 動的諸力の共働における比較的安定した要素及び支点にすぎない」と。 それによって、 形成の限界は、BGB 不法行為法におけると、 取り入れることが、動的不法行為法体系の継続的展開・充分な区分(Ausdifferenzierung)、その評価上 要素を比較することによって、財産 Vp を導入することが、 特別私法上の責任におけると異ならないように思われる」 法的構成レベルで、行なわれ 形成 (Gestaltung) (BGB 不法

違反による加害(八二六条)となる。このようにして導入された八二三条三項は、しかし、既に動的体系という導 出過程から当然のことながら、 八二六条のうけ皿であって、その内容として、上記諸要素が共働する三つのグループが示される。匈経済的 保護法規違反による加害(八二三条二項)、純粋財産の Vp 違反による侵害(八二三条三項)、故意の良俗 Mertens においては、BGB 不法行為法は、絶対権(財)の直接侵害及び Vp 違反による侵害(八二三条 厳格な意味での規準ではない。それは、財産損害についての、BGB 八二三条一項

に関連した社会的役割の引受。 的に第三者の財産の危殆化を含む・強力な行動の可能性を、相応の組織上の或いは情報上の予防を講ずることなく ()専門知識によるものであれ、依存的地位にある者の保護の必要性によるものであれ、他人の財産

う法的構成上の問題と考えていたが、その際既に「そのような構成から生じてくる一定の限界を相対化する」という法的構成上の問題と考えていたが、その際既に「そのような構成から生じてくる一定の限界を相対化する」とい つものであった。 法は、具体的「規準」(グループの提示)にも現われる特色――それは反対の立場からは問題点となるが-われているように、責任成立可能性の拡大も考えられていた。従って、上述の内容の八二三条三項をもつ不法行為 三者責任判例に関しては、中心的には、判決理由の質(Begründungoqualität)を批判して不法行為責任にするとい 財産 Vp 論を、 一方では特別私法上の責任の体系化として展開しているが、他方、 前章のような第

礎において契約法と異ったものとなり、独立した機能を担うことになる。この点が明確にされることによって、(生) 表示の名宛人の特定性とかなんらかの対価性といった要件はでてこない。次に、この不法行為法は、当然、新たに 成立要件に不法行為法のそれであるという性格を貫徹することが可能となり、Bar におけるとは異って、そこには が形成され、個人の純粋財産はすべてこの視点の下で保護されるということになる。かくて、不法行為法は価値基 といいうるもののそれという性格をもち、不法行為法と〝公序〞の間が無媒介的になり、Vp設定を通して〝公序 護が役割を果さない法」からの変化の主張である。従って、Mertens によって抽出される要素は、 の一部とされる。それは、「個人の利益が個人の自由のためにだけ保護され、一般的自由のための全体の利益の保 まず、Mertens においては、 財産 Vp は、経済法との結合を通して、「私的なるもの(das Private)をこえた私法」(④) いわば

否定し、 ては、 得るかの問題も伴って出てくる。これらの問題点が財産 Vp 論批判を登場させるが、また他方で、Mertens におい うるものであることが要請されているが、その八二三条三項には、八二三条一項におけるより一層、(生) 体系としての財産不法行為法は、 うるものでなく、一般条項としての性格政策的機能の遂行=-「私的なるものをこえた私法」の形成に適合的である。 務であるにせよ、 ことへの歯止めが用意されていないのではないかの問題が生ずるということである。更には、 るかが問題となる。これは、 会対個人での行為義務という性格をおびるものとなった役割期待の確定について、 責任と統一することが実際の解決に適切な規準を導出することになるかが、具体的には、行為義務違反判断のみで 系において示される責任要素を手掛りにして、役割期待が設定されていく。八二三条三項は三グループに限定され 割期待の準法定的 任務とされたものを可能とする構造をもつ。Mertens によれば、不法行為法判決の最も重要な任務は、「拘束的役 (第二章での)Yの計算可能性が確保されうるかが問題となる。そして更に、 このような財産 Vp 論に対しては、まず、Mertens 自身も「個人的責任」でありうるとする事件を、経済法上の 第二章での第三者責任問題について働くような財産 Vp は、「特別私法」と統一されているとはいえ、なお「一 かつ、そのための一般条項化を積極的に主張していく説が登場する。Brüggemeier 説である。 の一部分のものとして構成されていたが、これに対して、Vp一般に関して、 明示的に BGB の基本的立場と異なるとしつつ導入することが、方法論の一般レベルで支持され (quasi-gesetzlich)な確定、それによる社会的コストの分配」にあるとされる。そして、 Mertens において、Vp は個別事件をこえたという意味での一般性をもって設定され 前章での判例における第三者責任の不法行為法的処理に可能性をひらく反面、 契約法との関連を切断された、 規準として機能しうるものであ この意味での一般私法性を 一般性をもつ行為義 そうならない 動的体 動的 社

位置に着目して把えられる。不法行為法を、一般財産法の原理とは異った基礎の上で、保護政策遂行のための独立 象的存在としての市民が一般的に享受しうるものという性格をもつものではなく、個人はそれぞれの社会的従属的 またそこでの保護は不法行為法の機能の中心的位置をしめるものとされる。これは、不法行為法全体の機能変化と いう主張の一環をなし、またこの種の財産保護は、変化したとされる不法行為法の中での中心的意味をもつものの ということによる。これによって、不法行為法は一般私法の一部ではなくなり、そこでの保護は、 抽

した一装置とすることが主張される。

においては役割を減じ、「例えば、財産的利益の保護に新しい任務が課せられた」とする。(似) し均衡を回復することにある、とする。従って、不法行為法は、そのもともとの領域である事故法(Unfallrecht) 義・再分配によって、部分的な市場の失敗(Marktversagen)を補正し、きわめて多様な社会的不均衡状態を補正 の中で、 Brüggemeier は、 社会保障という国家制度、私契約による保険上の保護と並んで、行為リスクの・状況に応じた柔軟な再定 現代不法行為法の果たすべき機能を、高度に組織化された経済・国家と経済の複雑な相互関係

に向けられた一般性をもつ行為規則であるという意味である。Brüggemeier は、不法行為法を個別財の保護にそっ 位置におく現代的不法行為法からなる。ここでいう一般的不法行為法とは、社会のあらゆる帰責能力をもつ構成員 て方向付けること(結果不法)とそれに対して加害者の非難される行為に対する保護(行為不法)への変化をこの 般的不法行為法内のものとみて、更に今世紀の後半における第三の歩みとして、再び被害者の社会的な要保護的 かくて、Brüggemeier において、不法行為法は、古典的一般的不法行為法と、彼が特別不法行為法とよび中心的

のはすべて、それが機能的にあるべきところ即ち不法行為法に位置付けられるとする。 くして、方向付けが再び「契約から身分」に移ったものであるとして、これによって、準契約責任とされていたも 頼の位置という社会的状態の存在が特徴的なものとされるものである。Brūggemeier は、(ધ) 地位への方向付けがあるとする。それが特別不法行為法であって、それは、社会生活・職業・保護義務の裁判官に(昴) べての者に対してあてはまるのではなく、製造物責任・医師責任・プロスペクト責任・外契約的情報責任といった、 よる規範化によって、 定の社会領域に関して妥当する。この「一定の社会領域」は、そこでの社会的位置の関係即ち、「⑸」 個々的な完全性保護(Integritätsschutz)を行うものとされ、これらの義務は、 この特別不法行為法をか 保護・従属・信 一般的にす

三条一項の構成原理となったとされることを通して、八二三条一項に位置付けられる。 おおうものとなった。このなかで財産 Vp も、Vp が現代不法行為法のそしてまたその〝帝王条項〟としての八二 よる保護政策のための「裁判官の介入規範(Interventionsnorm)」とされることのあらわれである。そして、この にまとめられる。この一般条項化は、不法行為法の構成要件が、侵害の禁止を示す例外的規範でなく、Vp 設定に 般条項は、 この二つの不法行為法は、「法的に保護に価する利益の(行為)義務違反に関する責任」という「一般的構成要件」 Vp 違反、 保護法規違反・良俗違反はその様々な型であるとされることによって、不法行為法全体を(ધ)

にお している。即ち財産 Vp の「外契約的情報責任(専門家責任)という例」においては、職業活動行使に対しての義(&) このような構造をもつ不法行為法の特色と同時に問題点は次の点にある。まず第一に、損産損害の第三者責任に いて独立したものであること、ここでの問題は国家的規制による保護政策であることが責任要件の構成に貫徹(😣) ての実際的な帰結からみていくと、Brüggemeier において、この問題について、不法行為法が契約法から機能

限がありうる、ということが挙げられる。まずこのうち③が実際的に重要である。Bar において名宛人の具体的特 ること、②その情報が第三者にとって財産法上の意味をもつものであること、③名宛人の範囲が確定可能であるこ Schadensprävention) 問題であろう。 ベルで過失責任とすることも、国家的規制とすることの帰結ではあるが、制定法上のプロスペクト責任との相違が(읭) 情報が特定の契約とでなく、市場と関連していることでみたされるということになる。Brüggemeier においても、 いては、 ぐっての「市場経済の法」とその福祉国家理念による修正従ってまた対立とみていたのに対し、Brüggemeier にお 定が要求されたのに対し、ここで特定可能性で充分とされるのは、Bar がこの第三者責任問題を、 と、④過失によって、情報が誤っていること、⑤原則として軽過失、役割葛藤のある特別な場合だけ重過失への制 るということが後退するという問題が残る。更に、⑤要件に関しては、プロスペクト責任を他の情報責任と同じレ とには、行為者の計算可能性を、契約リスクを第一次的に担うべき契約当事者におけるそれとの対比で考え確保す 定的意味をもっていなかった。しかし、前章の第三者責任を民事法上も一貫して社会的役割の問題として把えるこ 付けによって、 次に、この不法行為法は、BGB 不法行為法とは異った特別不法行為法=裁判官の Vp 設定による保護政策を内容 市場での従属・不均衡の回復のための国家的制度をみることによる。このことから、責任要件としては、 行為者の計算可能性の確保も考えられていることは推測されるが、それは Bar における程には、 市場における武器の平等を実現し、 が目標となる。この目標に即して、責任成立要件として①職業上の役割による情報提供であ それによって社会として行う損害予防 契約リスクをめ (soziale

とする一般条項として現われるが、その内容を確定していく基本的基準があるのか、契約によらない従属状況の存

容を決定していく視点は存在しないということである。 相互再帰的な学習・コミュニケーション過程においてのみ形造られうるように思われる、(ほ) のであるが、これについては、 点で既に時代遅れになってしまっている、とする。そこで裁判官による保護政策が中心をなすとされることになる 立的立法者の間の分業という一九世紀の自由主義的法治国家への回帰の途はもはやない。私法・経済法領域では立 の逆転という彼の考え方から、 在という実質的規準が不法行為法の内容確定に資するものたりうるかという問題がそこにはある。Brüggemeier に として契約法から離して設定していくことには、かくして、それに続けて、 できない学説が何をなしうるのか、 るための基準なしで、 ていることは、 貫性を確保する統一的な社会像は見えていない、従って、 この問題は、 判決によって用意された(保護) 別のいい方をすると、 司法が保護政策を一貫性をもってなしうるものであるか、政策の位置付け視点をもつことの 法的保護の可能性の根拠付けの予定外のこととしてあるのではなく、法律と裁判官の関係 社会適合的問題解決への諸要請は今日きわめて複雑であり、 正面から積極的に肯定されるものであった。 といった問題が出てくる。 彼のいう諸保護政策を体系的に関連付け、その位置付けから Vp の存在・内 地位の定式化である。 前章での第三者責任問題で働くような財産 Vp を保護政策 諸解決は、 また、 司法・官僚・取引界等々の間でのきわめて 経済法規は立法過程ののち公布された時 即ち、まず法を適用する裁判官と法定 社会的従属状況を不法行為法問題とす とする。ここで承認され 法政策行為の正しさと

基本的原理の変更であること、 『に異ったとされるものに解釈上再編することにも共通する根拠であった。ここでは、 般条項問題へのこのような Brüggemeier の積極的是認は、 また、 変更可能性が、 一定の規則をたてての例外的なものとしてでなく、 BGB 不法行為法を、 立法者が予定したものと明示 個々の規定についてでなく 原則的な

ならないかという問題がある。

法の中心的なものにするという解釈(法継続形成)方法には、法解釈という作業の意義そのものを否定することに ものとされることが特色である。立法者による価値判断を狭く把えることによって、その拘束を免れた広い領域を

ているとはいえない。これに対する準契約説には財産 Vp が現行不法行為法上ないと前提して自説を展開するもの(&) 統一的な市民法の一部としてあらためて根拠付けること(勿論、論者はこのような表現を用いているのではないが) きた。そこでは、第三者責任問題を市民法の展開としての準契約構成によって処理しつつ、また、不法行為法を、 も少なくないが、また、自らの不法行為法像を新たに根拠付けつつ、財産 Vp による再編を批判する説が現われて 不法行為法のこのような再編を伴って、法解釈論として登場したのであり、それだけにまた、必ずしも支持を広げ としてでなく、一定の実質的視点の下でその属性を把えること、②事実上の一般条項化と裁判官法の強調、③この てのそれでなく、独立した制度とし、違法性決定において、法主体(加害者・被害者)を、抽象的市民という存在 法学の中での一つの大きな論点をつくり出した。その共通性とは、①不法行為法を機能上、一般市民法の一部とし |般条項を BGB 不法行為法と異った基礎のものとして根拠付けるという解釈方法上の特色である。財産 Vp 論は、 財産 Vp 論は、論者によって根拠付け方・内容の広狭の相違をみせつつも、その共通性によって、不法行為

1 Bar より前に Vp=八二三条二項説によって財産 Vp を提唱したものとして K. Huber 説がある(第一章註(3)参照: が行なわれる。

6

5

Bar (1), S. 158 ff

る)。Bar によって、Vp 判例全般の分析及び分類、 論の土台となる Vp 一般論が強化された。Huber 説には先駆的意義を認めることができるが、財産 Vp 説は、 永盛恒男「ドイツ不法行為法における一般注意義務の一断面」比較法雑誌二〇巻四号〔一九八七〕四四頁以下に紹介があ 彼のいう機能的方法による Vp と保護法規の比較によって、 Bar 及び 財産 Vp

2 Bar (1) S. 236

Mertens の主張を経てようやく力を得たといえよう。

- 3 Bar (I) S. 229 ff. 49 ff.
- 4 Bar ① S. 234. 彼によれば、Vp の生成根拠は、危険を高めること、危険の統御可能性をもつこと、信頼させること、

危

険から利益を得ることの四つであって、それらが、相互に衡量によって調和さるべきものとされる、 Bar (5) S. 508

なお、財産損害の第三者責任の事例が不法行為法のうちの Vp 違反類型であるとすることについては、Bar ①, S. 235

- 7 Bar (1), S. 234
- 8 次章でみるように、この点が財産 Vp 論批判の一つの眼目となる Stoll ④, S. 43, ⑤, S. 508
- 9 Picker は、財産 Vp 論一般に対して、そのような行為義務設定は、責任根拠付け問題を高権的(hoheitlich)な社会形成
- の問題と把えることであると批判する Picker, AcP 183, S. 504. この指摘は、財産 Vp 論の一つの側面をついている。
- 10 trag, 1981, S. 366 ff. 同書も財産 Vp 説批判の立場ではあるが、そこでは契約概念そのものの再構成による第三者責任問 Bar ② S. 1721, また、① S. 234. 同旨、Mertens ① S. 241. これに対する批判として、Köndgen, Selbstbindung ohne Ver-!の解決が目指されており、そのためにむしろ準契約構成批判が前面に出ており、Köndgen の不法行為法像は積極的には

現われていない。

- 11 methodenvergleichende Untersuchung—, 1981 不法行為法一般を素材としてのべたものとして、Bar/Markesinis, Richterliche Rechtspolitik im Haftungsrecht― Bar は、イギリスにおける裁判官法を念頭において、法政策的衡量による新たな価値の実現を重視している。この点を
- <u>12</u> これは、一定の高い社会的地位にあった身分の免責特権が廃止されるという意味
- <u>13</u> Bar ③, S. 471 ff. ほぼ同じ内容のものが、八二三条一項の財の Vp 判例の展開の原因としてもあげられている、Bar ①,
- 39 ff. (2), 1687 ff.
- 14 Bar (3), S. 481.
- <u>15</u> Bar (3), S. 481

Bar ③, S. 481. また、第二章註(30)参照。

<u>16</u>

- <u>17</u> Bar ③, S. 456
- 18
- Bar (3), S. 482
- いる。 の義務、公共交通への参加上の義務、催物・集会に関しての義務、上下関係に伴う義務、工場における Vp が挙げられて はない。職業上の義務の他、グループとして、交通安全義務、製造・販売・廃棄上の義務、危険な装置・素材の取扱い上 扱われる生活上の行動(Lebensverhalten)に即して行なわれたもの」(① S. 44)であって、一定の価値に基づくもので (Fallgruppierung) とは、Vp の生成根拠(註(4)参照)がくみ合わさって現われる諸例を「数のうえで最もしばしば

Bar ②, S. 472. また、①, S. 236. ③, S. 501. なお、Bar において不法行為法の柱となる Vp のグループわけ

20 Bar ①, 237. また、⑤, S. 507. なお、②, 1721 f. では同じ理由から、更に、職業上の情報責任に限定されている。

- (N) Bar 2, S. 1761
- 明はこの点をやや緩和しているようにみえる。いづれにせよ、この要件構成は一定の原則的基準に沿っているわけではな それぞれの委頼者との間では有償の関係であることが一つの根拠とされていた(また、第二章註(17)参照)。 いことが窺がわれる。 Bar ②, S. 1772. なお、Bar ③, S. 483 f においては、「無償」である銀行の責任は否定され、会計士・税理士・弁護士が ②での説
- 23 それを限定していくための基本的視点が Bar にはないということも上述の反対理由の背後にあるのかもしれない。 また、改革案としてのコンセンサスを得るということもあったかもしれないが、更に、完全に一般条項を導入した場合、 量が八二八条という条文にまとめられたのであるから、当面はそれ以上に開かれたものにする必要が減少したわけである。 接侵害と一括することへの批判とこれまでとかわって限定のための努力が必要になるだけであるということが挙げられて いる(② S. 1751)。本稿との関連で意味をもつのは後者であるが、Bar にとっては、純粋財産に関しては、判例上の衡 従って Bar は、②において、大きな一般条項・一般的過失責任に反対している(②, S. 1721. 1751)。理由として、 直
- 24 が異なるのは、 法行為を積極的に一定の、BGB とは異なるものとされる価値基礎から展開することに対しての批判であるからであろう。 Stoll ④, S. 42 ff. なお、Stoll において、Bar に対する批判である③④と、Brüggemeier に対する批判である⑤でトーン 前者が不法行為法を開かれたものにすること自体への批判であるのに対し、後者は、そのような構造の不
- (5) Mertens 2, Rz. 475 §823
- のちにふれるように、財産 Vp 論に批判的な Canaris も、動的体系の考え方によって不法行為法を構成している。 Mertens ①, S. 234 ff. いうまでもなく、動的体系とは、Wilburg, Die Elemente des Schadensrechts, 1941, の展開である。 動的体系論が財産 Vp 論と結びついているというわけではなく、第三者責任問題を特別私法上の責任に近付けて把

- えるという Mertens による評価が規定的である。それぞれの動的体系の理解が Wilbung の主張のどの側面と連関してい
- 27) Mertens (1), S. 255

るかといった方法論上の問題には立入れない。

- 28 Mertens ①, S. 242 ff. 不法行為法上の要素にされたものについては、Mertens ②, Rz. 476 ff, §823.
- (空) Mertens ①, S. 234 ff. 239. また、② Rz. 470 ff. §823
- 30 再検討を容易にするのではないか、という。①論文はむしろこの特別私法上の責任論の展開に力点があるともいえる。 Mertens ①, S. 241. そして続けて、このようにして豊かにされた BGB 不法行為法が逆に特別私法における責任問題の
- 3) Mertens (1), S. 261
- 意味する。 けを離れて、再び諸要素をとり出すということは、再びより大きな、違法性形式を示す一般条項を導入するということを 内容の明確化の手掛りとなりうるものである。個別類推でなく、特別私法から、それらの機能上おかれうる体系的位置付 それ自体ではなぜ良俗違反なのかという違法性の実質的内容を示すものではない。従って、特別私法による分化は違法性 Mertens ①, S. 233. 恐らく、ここに Mertens の考え方の出発点があるのだと思われる。しかし、良俗違反ということは
- (33) Mertens (1), S. 256
- <u>34</u> 八二三条一項も動的体系の一部とされること、Mertens ②, Rz. 22, §823. また、Mertens, Verkehrspflichten und Delikts
- 3) Mertens ①, S. 236

recht, VersR 1980, S. 402

Mertens ①, S. 232. たしかに、一方で、Mertens は、Bar とは異って、 財産 Vp を BGB の規定のどこに位置付けるかは

論はその導出からいって、八二三条一項の財の Vp とは独立したものであり、また、八二三条二項による例外的財産保護 重要な意味をもたないとする(Mertens ②, Rz. 152, §823)。しかしそうであれなお Mertens が八二三条二項説をとらな を単に拡大するということではない(② Rz. 152, §823)、ということがあると考えられる。 いことには、 八二三条二項の「法規」の意味の解釈ということもあるが、より実質的な問題として、 Mertens の財産 Vp

- <u>37</u> 営業活動の保護(Recht am eingerichteten und ausgeübten Gewerbebetrieb)が考えられている。
- (\(\xi\)) Mertens (\(\Omega\), S. 251 ff, 261 f.
- (\mathfrak{R}) Mertens \(\hat{Q}\), Rz. 475, \(\hat{8}23\).
- (4) Mertens (1), S. 260.
- (41) Mertens ①, S. 256 また、S. 257.
- 42 ②, Rz. 469, §823)もこのことの現われである。なお、Bar は、Mertens の財産 Vp の内容であるグループについて、ⓒ しながらも、それは問題となる財産保護の一部であって、財産 Vp の他にあるべき領域をカバーしないとすること (Mertens Mertens が、Canaris の信頼責任論を、表示行為についての個人的責任が問題であるかぎりにおいては妥当性をもつと
- を自己の主張である職業責任と同様であるとしつつ、 (a) (b) については、 個 人的損害回復 (der individuelle
- Schadensausgleich)には適さないものとする(Bar ①, S.237, また、②, S. 1722)。
- 43 Mertens ②, Rz. 48 vor §823.これらの任務のうち、前者が主、後者が従の位置にある、 (2), Rz. 54 ff. §823
- (4) Mertens ②, Rz. 59, §823
- <u>45</u> tens 批判は、八二三条一項についてのこの点が中心。 Steffen, Verkehrspflichten im Spannungsfeld von Bestandsschutz und Handlungsfreiheit, VersR 1983, S. 409 ff. & Mer-

- Brüggemeier (1), S. 447 f.
- <u>47</u> Brüggemeier (4), Rz. 174
- 48 Brüggemeier (1), S. 447.
- 49 Brüggemeier 4, Rz. 9.
- 50 Brüggemeier (1), S. 446 ff.
- <u>51</u> Brüggemeier (1), Rz. 77, (1), S. 448.

<u>52</u>

- Brüggemeier ①, S. 448. 財産的損害については、とくに、④, Rz. 456 f.
- <u>54</u> <u>53</u> Brüggemeier ①, S. 450, ④, Rz. 176. このことから、Brüggemeier は、一九四〇年のアカデミー草案の考え方と共通であ Brüggemeier ①, S. 448. 無た、②, S. 268 ff.④, Rz. 457
- <u>55</u> Brüggemeier (4), Rz. 86.

るとする、①, S. 450. ④, Rz. 86, 176

- 56 Brüggemeier ④, Rz. 176. また、791 ff. 824 ff.
- 57 Brüggemeier (4), Rz. 178.
- 避けられていた。④において、BGB の条文の中に位置付けられたということは、八二三条二項・八二六条の Vp への包摂 Brüggemeier ④, Rz. 456. なお、①, S. 424 では、財産 Vp は、法的構成を早まるべきではないとして、条文への包摂は
- が行なわれたことによるとともに、法解釈論における条文との結びつけへの要請の強さの存在の現われといえるかもしれ
- (会) Brüggemeier ③, S. 972.

ない。

行為法においても実現可能である、とする(④, Rz. 77)。しかし、結局問題は、免責も含めて、第一次財産保護の要件の 構成になる。 と並んで、 準契約責任構成の三つの目標 -第一次的財産保護、 履行補助者責任、 有責立証の転換 -が不法

60

他の効果に関して、

準契約責任を不法行為法に包摂するに際し、

不法行為法のメリット―

-非財産的損害の賠償、

- 61 Brüggemeier (4), Rz. 456 f.
- <u>62</u> Brüggemeier ④, Rz. 459. 役割葛藤ということの例については、 第二章註 <u>17</u>
- 63 ることの理由はのべられている(④, Rz. 498----責任者の人的範囲が異なるという)が、 Brüggemeier ④, Rz 495. 499. なお、時効に関して、それら法定プロスペクト責任についての規定と異る八五二条によ

強い理由とは思えない

- 64 Brüggemeier (4), Rz. 139
- 65 社会学理論との結びつきがみられ、この学習過程という表現もそこから来ている。しかし、本稿ではこの基礎理論に立入 ることはできない。 Brüggemeier ④, Rz 139. Rz. 182, ◎ S. 445 にはここに学説も挙げられている。Brüggemeier の不法行為論には、彼の(法)
- 66 dungshaftungsrecht, AcP 1983, S. 595 f. 財産 Vp 論としてのべているわけではないが、この方向と思われるもの、U. Hu Rz. 655, Anm. 46. なお、吉田・前掲®法協一○四巻一号〔一九八七〕二一○頁参照 Bar の改革提案を立法論として支持するが(Verschulden dei Vertragsverhandlungen, in Gutachten und Vorschläge..., S. ber, Leistungsstörungen, in Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, S. 737 f. なね、 Bar 説をほぼ支持するものとして、H.G. Leser, Zu den Instrumenten des Rechtsgüterschutzes im Delikts-und Gefähr-BGB 解釈論としては、Vp=|八二三条二条二項説にはまだくみしていない、Medicus, Bürgerliches Recht, 13. Aulf., Medicus は、

第四章 財産 Vp 批判説の意義と問題点

準契約説内部での相違は第二次的なものであった。以下では、まず、Stoll による新たな不法行為法論の意義を、 論によって「BGB のシステムが根本的に覆される」と考えたから、彼にとっては、これを批判することに比べれば、(②) 自律的違法性決定という財産 Vp 論批判の中心的道具が財産 Vp 論の問題点の明確化に充分であるか、また、その つつ、財産 Vp 論とは異なった不法行為法の継続形成の方法を示して、財産 Vp 論批判を行う。Stoll は、 Stoll は、第二章での第三者責任問題の処理には、一方的給付約束という契約類似の信頼責任構成を提案し 財産 Vp

の領域とさるべきである」とする。Stoll が確保しようとする計算可能性と不法行為責任としての限定的要件構成の領域とさるべきである」とする。 原則として、生ずる責任リスクについて自ら決定できるということにさるべきであるという理由で既に、私的自治 的理由がある。競争にさらされた職業人のリスクが計算不可能になるということである。そのために、Stollは、 概念を一構成要素とする不法行為法像に問題点はないかという角度から検討する。 行いうるということがまず重要であって、それ以外の一定の職業上、社会上の地位は、表示としての一般性におい 情報の名宛人の特定を当然の前提として、「そのような責任の要件・効果は、情報・助言を提供する職業の者が、 にするということにあろう。このことは別に表現すれば、行為者は、商品所有主体として自らの商品価値の判断 を通して求められるそれとの相違は、とくに直接の依頼者との関係で、自らの計算でより細かなリスク判断を可能 勿論、Stoll が財産 Vp 論批判を行うには、体系的理論的根拠からのみでなく、まずこの問題自体についての実際

うということは、不法行為法は契約上のリスク判断を攪乱する可能性をもつものであってはならないという不法行 ということになろう。そのうえ、Stoll は、のちにみるように、財産 Vp 論を個別事件での全体衡量に導くものとみ て把えられたものの内容の解釈において重要となりえても、それとして、義務・違法性の根拠とさるべきではない、 一層この実際的見地からの批判が重要となった。契約法の補完を、その周辺で、契約類似という要件で行

為法についての考え方がある.

利益衡量によって、従って不法行為法上自律的に不法の限界を決定すると、現行法の体系が無視されることになる」 であるとする。このような立場からすれば、 Stoll の不法行為法の考え方の基本的概念である。Stoll によれば、法定不法行為法システムの理解の鍵は、違法性 不法行為法の評価からではなく、不法行為法の外でそれに依ることなく定立される法律上の命令、禁止から生ずる い、ということが考えられている。これは、他律的に根拠付けられた違法ということができる、と。そして更に、い、ということが考えられている。これは、他律的に根拠付けられた違法ということができる、と。そして更に、 定によることなく、法律上の基礎を欠く・不法行為的不法の自律的(autonom)定立に他ならない」とする。ここ ものであるから、と。これに対して、「個別事件に応じての」、行状規範の自由な決定を許すのは、唯一、八二六条(᠀) 八二三条二項の諸ケースでも、違法性は他律的に根拠付けられなければならない、なぜなら、そこでの違法性は、 が不法行為法の外でまた不法行為法と無関係に与えている権利保護の内容から明らかになるものでなければならな 概念にあり、BGBは八二三条一項で違法性という概念を特殊な技術的な意味で用いている。行為の違法性は法秩序 で用いられる自律的違法性の決定という概念及びそれと対をなす他律的(heteronom)違法性決定という概念は、 財産 Vp 論を、「被害者のなんらかの主観的権能と無関係に、また、不法行為法の外にある法律上の規 財産 Vp 論に対しては、「裁判所が、八二六条の外で……事例連関的

という批判になる。

BGB 八二六条の存在が示すように、不法行為法の財産法の中心的他領域との関連は八二三条一項の財に限られず、 のように定式化されたのははじめてではないだろうか。不法行為法のこのような位置付けは、不法行為法の機能の(当) Stoll のいう通り形式的概念である。しかし、これによって、不法行為法の機能の中心が、民事法の基本的市民法 に思われる個々の論拠・(事件の)部分の評価が具体的事件との連関から切り離されるととくにそうである、と。 る、なぜなら、そのような衡量は容易に反論しうるものであり、とくに、そのものとしては疑問の余地のあるよう 個別事件をこえたという意味で一般的な構成要件の要請によるものとし、次のようにのべて積極的に是とする。す また更に、この関連によっては把えられない機能も求められる。それら多様な機能の意義を把えていくには、 他律的・自律的違法という概念はなお次のような問題をもっていた。第一に、財産法部分だけに限定して考えても、 画定を可能にするという点で、その出発点において、BGB 解釈論を離れても、有用な発想である。しかしながら、 ていたといえるとしても、BGB不法行為法の内容を民事法上の他領域と結びつけて決定していくという方法がこ 原理(人格・私的所有・契約)との連関を保って、決定されることが可能となる。従来事実上このことが行なわれ 的違法性決定ということは、不法行為法の構成要件の内容のよって来る領域を指示するということで、それ自体は べての事情の全体的衡量に基づいて行状規範を自由につくりあげることは、法的安定性を害し、司法の権威を害す Stoll による財産 Vp 論へのこのような批判は、次のような意義となお残される問題点があると考える。⑴、他律 BGB 不法行為法が、彼のいう自律的違法性決定を例外的なものとすることを、法治国家的観点からの、

的違法性の形式性に対置された性格をもつ自律的違法性概念は、それら機能について規準を構成していく必要をみ

について、一方で、その意義を積極的に把え、不法行為法の中心にすえようとする方向と、他方、その意義を限定 為法理解の鍵とされる他律的違法性決定は、この論争に参加する道具とならない。 的に把えようという方向の明白な対立がみられる。元来後者に属するはずの Stoll ではあるが、彼において不法行 する方向にあった。この点は④でも失なわれてはいないが、他律的違法性決定は、八二三条一項における違法性の(ધ) 根拠付けと八二三条二項でのそれを同列におくことになった。現在、ドイツ不法行為法学において、八二三条二項 おり、この見地から八二三条二項には、過失の有責連関の短縮についても否定する少数説として、その意義を限定 の意義付けの点で問題をもつ。Stoll は、もともと、不法行為法を具体的権利・財の侵害にかかわるものとみて ないという点で、適合的ではないであろう。第二に、他律的違法性決定の形式性は、違法形式を示す八二三条二項

これに対しての、不法行為法を「一定の権利・財・利益領域の保護から出発するもの」とみる立場からの批判、 をもっている。これら三点の批判はそれぞれ財産 Vp 論のもつ側面をついているものであるが、しかし、Stoll にお 定という性格付けは、②を中心に論じられているが、①と結びつけても語られている。そして、①は③とも共通性 のように性格付けることがどのような意味をもつかが検討さるべきであるが、この概念がそれをへて提示されてい が自律的違法性決定を内容とするという八二六条が、規準のない解決という運用をされているものであるのか、そ いてこれら三点の関係が明確にされていないことが批判の効果を減じたように思われる。まず②に関しては、Stoll 一般的構成要件によらない、その事件に関連させた利益衡量になるということ、③法律上の根拠がないこと、 □、Stoll による財産 Vp 批判は次の三点について行なわれていた。① Vp 違反を独立した責任根拠とすること、 ①②が可能であるのは八二六条においてであるがその外で行なわれること。財産 Vp に対する自律的違法性決 2

産 Vp 論の主張①には、 論は、①の側面が示すように、異った立場からの実質規準を持ちこもうとしている。従って、②という問題は、財 そこで、規準がないという意味での自律的違法性決定が積極的に主張されているわけではない。むしろ、財産 Vp で自律的決定となるとすることには、なお説明さるべきものが残る。このことを Vp 論の内容の方からみてみると、 ることを窺がわせるものはない。このことは、Stoll のいう他律的決定の手続にのらないものがただちに規準の(⑵ れていないということにあるのだと思われる。 いものということに結びつくわけではないであろうということである。このために、財産 Vp をただちに②の意味 財産法の原理との結びつきをきることによって、②が生ずることを回避する手だてが示さ

消極的にありうる問題だとすれば、財産 Vp 論は積極的に①を主張したのであって、これに対しては、 判はこの点よりもむしろ、BGB 不法行為法の立場と異なるという、③と共通する批判に傾いている。 算可能性の確保という見地からの財産 Vp 論批判はそれとしてあたっていると考えるが、この批判は財産 Vp 論に そのもの及びそれが不法行為法機能の新たな根拠付けをへて結果する個別的規準の適否が問題となる。Stoll の計 の形式性視点による違法性論に基づく③だけでは充分ではない。この①の論点は、他律・自律と(関連はあるが) よる不法行為法の基礎付けと個別規準の関係の解明を経たうえのものではない。Stoll において、①での財産 Vp 批 次に、①については、 上記のように②との関連が問題となるが、その他にそれとして、 財産 Vp 論の基本的視点 ②がいわば

る裁判官法の強調は、Mertensにおいては動的体系の構成を通して法律上の評価との結びつきが図られているが、 ③は、②と共通した、法治国家理念に基づく批判である。Stoll による批判がむけられるとおり、 財産 Vp 論によ

異った実質的価値の平面にある。

て正しい

かは判断できないが)フランス法型と仮定した場合、

例えば、BGB が自律的違法性決定のための一般条項であると Stoll のいう

彼はやはりその内容を自律的違法性決定として主張

(それが認識とし

かという問題がある。

するかというような問題になる。筆者はここでも、形式性の意義を実質的視点から評価するということが出てくる

Stoll が主観的解釈論者であるのかは不明であるが、Stoll ④ での違法性論の展開の仕方は主観的解釈論のそれであ 国家的要請と法律の内容の是認が一致しているわけであるが、この一致は偶然なのか、結びついているものである な法的基本価値との関係による区別がでてこざるを得ないのではないだろうか。第二に、Stoll においては、法治 して説明があり得ようが、そうすると、ここでも、主観的・客観的解釈といういわば形式的基準と並んで、 るものとして根拠付けられ登場しているのに対し、準契約構成はこの原理の延長・補完とされているという相違と するかは第二次的なこと) 。ここでは、財産 Vp が個々の規定の修正をこえた BGB 財産法に共通する原理を否定す 体系的位置付けでなく)このレベルでの相違を説明しなければならないだろう(欠缺構成をへるか、 釈が立論の出発点として意義をもつことは否定すべきでないとしても、 いてである。 必要となる。第一に、裁判官の判断が法律上の評価にそっていること、という場合の法律上の評価という意味につ 論のレベルでみた場合、我々が Stoll による③での財産 Vp 論批判の意義を判断するには、 制度を前提とした場合、 BarとBrüggemeierにおいては、 他方、 財産 Vp 論も、八二二条一項説・同二項説・同三項説を、 一方的給付約束という構成にも、少なくとも直接に根拠となる条文はない。 法治国家理念との関係付けを欠いている点で問題を含んでいた。しかし更に、法解釈方法(33) 法律上の評価の実現ということとの結びつきなしで行なわれており、 財産 Vp と契約類似責任の 一種の客観的解釈として提示している。 なお次の点での解明が 従って、 客観的解釈と 大陸法上の 主観的解

のではないかと思っているが、尚細かな検討を要しよう。

ることになり、ここでの規準の具体化・確保という点で問題を含んでいた。 形式的であることによって、この手続にのらないものを、構成要件を欠くという意味での自律的違法性決定に委ね て、注目さるべきものであった。しかし、BGB 解釈論であることから離してみた場合、他領域との結びつけ方が 方は、不法行為法を他の法領域との関連の中におくことによってその機能を明らかにするという基本的発想におい Stoll による批判を通して、財産 Vp 論の問題は、不法行為法の財産法内部での機能・位置を維持するかの問題で また更に、方法論上の問題でもあることが浮かび上がってきた。Stoll が提示する自らの不法行為法の考え

ることを意味する。このことは勿論、Canaris の不法行為法の考え方とくにその中での純粋財産保護の仕方につい 第三者責任問題を、契約の外ではあるが、取引の安全につかえる制度の一部として、契約法の周辺のものとみてい 付けたうえで、財産 Vp 論批判を行う。このうち中心となる表示責任についていえば、この位置付けは、Canaris が ての考えに関連をもち、そのことがまた、財産 Vp 説への成立要件をめぐる批判に導いている。 Canaris は、第二章での第三者責任問題を、表示責任或いは VSD ととらえて、彼の信頼責任論の中に位置

である。そして、①が自明の出発点をなしているとし、八二三条一項の財は有責な侵害に対し包括的な保護をうけ、 財産 Vp 論を批判するのである。即ち、まず、この有責々任法は、基本的には、三つの基本要素の上になりたって(ミヒ) Verschuldenshaftung)を形造るものとする。そのうえで、BGB 不法行為法による純粋財産保護の仕方を是とし、 いるという。それは、①区分された法益保護、②帰責原理、③契約責任・〝特別な結びつき〟における信頼責任、 Canaris は、BGB 不法行為法を、契約・信頼責任とともに、動的体系としての有責々任法 (Das Recht der

対している。法的財の性質ではなく、場合によってその侵害の態様が、この領域での不法行為法上の保護の必要性

契約違反の規則が適用可能であるという点で不法行為責任に対して独自の機能をもち、八二六条のようには有責の に基づく責任、とくに、積極的債権侵害と cie 責任を視野に入れてのみ、完全に把握されうるとし、この責任は、 法の量」「有責の程度」によっても責任を区分するのである。第三に、有責々任の今日の状況は、特別な結び付き(②) 条二項・八二六条を通して減少された保護が与えられる。ここでは第二の基本要素が働く、BGB は附加的に「不 この保護は Vp の展開によって補充・拡張された、そして、不法行為法上は、八二三条一項以外の財には、八二六(※)

をうけるのであって、 由な展開・競争ということの内容をなしているのだから。財産的利益は所有権に確定されてはじめて無限定の尊重 市民の財産的利益を侵害してもかまわない――しかもしばしばまさに故意があっても――ということも、 である。「人格の自由な展開を重要な目標とし、競争原理に多くの生活領域で中心的意義を与えている法的秩序は 官に対して、種々の法的財の区分した取扱いというような基本的評価を予め提示し、他方で、具体化を要する柔軟 立法技術的に、八二三条以下のシステムは包括的一般条項に対して明らかにまさっている、それは、一方で、 程度に依らないで、 な構成要件(違法性・保護法規・良俗違反)によって、時代・状況にあった法継続形成の可能性を認めている。第 Canaris は、このように性格付けた不法行為法を積極的に是とし、その根拠をとくに次の二点にみる。 具体的内容として、包括的財産保護の拒否は法政策にみて賛成に価し、まさに、素晴しいこと(eine Tat) 財産そのものにすきまなく不法行為法上の保護を与えることはできない。なんといっても、ある市民が他の 純粋財産についての責任を可能にする、という。 その前は、 加害者側の行動自由・財産的利益と被害者側のそれは、 原理上、同じランクで相 人格の自

ている」と。従って、財産 Vp 論には、一般条項と包括的財産保護に対する BGB によるこの拒否と一致しないと(③/33) 題として把えていること、また、不法行為法は、まさにこの市民法の基礎の上において、この第三者責任問題を担 をひきおこす。BGB は、行為不法に方向付けられた八二三条二項・八二六条の構造によって、この考え方にかなっ いう批判が向けられる。このうちとくに第二の批判には、Canaris が、第三者責任問題を一般市民法のレベルのい

財産 Vp 論に対する Canaris の実際面での批判は、責任の成立とくに賠償権利者の人的範囲が無限定になるとす

当すべきものではないとしているということが現われている。

ることで維持される。Canaris の見地からは、このような契約・信頼との関係付けを欠いた財産を Vp によって保 責任とされるから、 ないものとなったということによるのであろう。行為者の側では、 純粋財産が競争の場からとり出されたものとなり、そこでは、市民間での行動の自由と財産的利益の同等が妥当し 保護が、侵害態様によらずに、契約・「特別な結びつき」においてなされうるのは、この関係に入ることによって ることである。この批判は、Canaris の表示責任論との対比から、次のような内容をもつと思われる。 ている。この機能上のつながりは、Yの表示が特定の方向性をもつこと、即ち、その表示の目的・対象が特定され の信頼によってこの関係に入っている利益であることによって、計算可能性が保たれる。表示責任は第三者の cic 行動の自由と財産的利益の同等の場において第三者責任を承認することになる。 責任根拠は独立でも、機能上はAX間の契約とのつながりをもった責任であることが表現され (第二章の) Xの利益が特定方向性をもった表示へ

された問題点があると考える。財産 Vp 論が、不法行為法を財産法の他の部分から独立させ、BGB の依る価値から このような財産 Vp 論批判の中で現われる Canaris の不法行為法についての考え方は、次のような意義とまた残 けに即した・主要な態様のとり出し・分類によって方向付けが可能になると思われる。 をもたない処での機能をも要請されるのであり、 に限ってみても、 示され分類されることによってはじめて可能になるのだと思われる。(※) しているが、 このことは、 れる内容であることの実質的根拠を求めることが、BGB から離れてみた場合にはとくに、必要となると思われる。 の態様が問題となるとすること自体はよいとしても、 を把えられなくなるのではないかということにもつながる。第二に、八二三条一項以外の財の保護について、 の体系という視点で考えることは、物権法との連関が視野に入らなくなり、不法行為法の財産法全体の中での機能 がある(この点で Canaris と Stoll とは異る)。このことはまた、不法行為責任 かし問題点として、 ということがあらためて根拠付けられた。 におい 続形成され 変化の主張によって根拠付けたのに対し、Canaris は、 この体系上の視点によって、 た制 信頼責任が第三の車線 これが責任を根拠付けうる態様ではないとすればそれはなぜかということの説明は、 まず財産 Vp 論との関係でいえば、財産 Vp 論が主張する職業義務違反という構成も一つの態様を示 ·度の中に位置付けつつ、不法行為責任をもあらためてこれら BGB 内の諸責任との連関・ 不法行為法は、一方で、 第一に、体系的に、不法行為法はこのように契約法と並列しておかるべきであるかという疑問 (Spur) という体系性をもちうるかはともかくとして、 法益の区分された評価から出発して、 契約法の原理と調和を保った機能を、 責任を統一的にとらえるという視点は基本的に有用であると考える。 そのための具体化・法継続形成には、 更に、この態様が違法(保護法規違反・良俗違反) 第三者責任を、 更にまた、 利益との対応で保護の方法が確定される 信頼責任という BGB の価 一般的にいって、 他方で、 信頼・契約責任という有責々任 不法行為法の体系的位置付 財産法の他領域とは関 不法行為法に限定した 純粋財産的利益 態様が積極的に の平面で継 行為

- (1) Stoll ⑫, また、⑫, S. 496 f. シュトル・安永正昭(訳)「比較法的見地からみた給付約束に対する契約外の信頼責任」神 み行うということを現わしている。従って、成立要件は、財産 Vp よりも狭く、また、Canaris 説よりも狭い。第二章註 (8) 戸法学雑誌二八巻五号〔一九七八〕一一三頁以下。この構成は、契約法の補完を、問題が契約法に近付けうるかぎりでの
- 論」民商八八巻二号〔一九八三〕二七六頁以下に紹介と検討がある。

(20) 参照。なお、一方的給付約束説については、渡辺博之「契約締結上の過失責任をめぐる体系化の傾向と「信頼責任」

Stoll ③, S. 594. ここで BGB のシステムといっているのは、前後の文脈からいって、BGB 不法行為法のそれである。

3 Stoll 3, S. 596. Stoll (4), S. 44. 2

4

- 5 Stoll (4), S. 44
- 6 被侵害利益の絶対性を考えているのだと思われる。 Stoll ④, S. 43. ここでいわれている「なんらかの主観的権能」というのは、Vp 設定の一つの根拠たりうるものとしての、
- (7) Stoll ⑫では、このような表現、また、内容上もとくに自律的違法性決定という批判は現われていない。また、後註(14) 1047)、他律的——自律的違法性決定概念を用いて不法行為法を展開する説は他にみない。例えば、Fikentscher, a.a.O. S 参照。他の論者によって、この自律的設定という表現が財産 Vp 論批判に用いられることはあるが(Picker, JZ 1987, S
- 658 は、Vp 一般について、″自由な行状規範〟というが、この概念も基本的意味をもって用いられてはいない。また、
- Canaris ③, S. 83 ॐ°
- 8 者に属する絶対権の侵害とするそれ――をひく(S. 26. Anm. 33)。BGB 起草者が、Stoll のいう形式的・実証主義的に考 Stoll ④, S. 25 f. Stoll は、ここで第一草案七〇四条についての理由書の叙述 −行為の違法を絶対的禁止法規違反と他

えたということはありうることである。また、Stoll は、このことを行為不法論批判にも用いている 釈論ということを離れて違法性論という一般レベルでみた場合には、ここでも、この形式性を支える実質的価値に立ち返っ (S. 25)°

- (9) Stoll ④, S. 26. ここでは不法行為法の外ということで一項と同じに並べられているが、民法の外か内かの相違が重要で あると思われる。この点もやはり実質的価値の視点にかかわる。なお、八二三条二項に関しての他律的違法ということの
- <u>10</u> 的相違はなく、現行法での個別的構成要件は明確化のためだけである(S. 27)。 Stoll ④, S. 26. Stoll によれば、BGB 第一草案の一般条項と現行法の列挙的構成要件の間には違法性決定についての原理

他の問題点は更にのちにふれる。

ての議論が必要になると思われる。

- (11) Stoll (4), S. 30.
- 12 要請が形式性(それが重要であることは否定しないとしても)と直結しているようにみえる。この点が、BGB への密着 とする」という批判になる。Stoll が構成要件・法治国家性を強調することには共感をおぼえるが、Stoll においてはこの から離れてみた場合の、自律的違法性決定従ってまた財産 Vp 論批判の問題点につながる。 Stoll ⑤, S. 506. このことは、Brüggemeier に対しての、BGB の立場を「一定の経済・社会哲学的基本姿勢に還元しよう
- <u>13</u> ことは、法治国家理念とおきかえうるものであろう。 る事柄は、それだけとり出すと容易に批判されうることになる、ということであろう。なお、ここでの司法の権威という な角度から出されうるから、 個別事件の全体的衡量によってその事件のための「規準」をつくり出すことに対しては、事件についての論拠はさまざま Stoll ④, S. 32. 既存の規準を適用する場合には、論拠は規準にとって重要かということでふるいにかけられるのに対し、 裁判所の判断に対しては、常に批判が生じうるということ、全体的衡量において重要とされ

- <u>14</u> 違法性論争と異なり、不法行為法全体に及ぶものであるということによるのだと思われる。 が窺える。しかし、他律・自律概念が明確に形成されるのは、財産 Vp 論従ってまた④の直接のきっかけとなる Bar ⑫が、 Stoll ①及び Zum Rechtfertigungsgrund des verkehrsrichtigen Verhaltens, JZ 1958, S. 142 には、既に他律的決定の方法
- (5) Stoll ③, S. 594 など。
- (16) Stoll (4), S. 13.
- <u>17</u> Bar もこれに属す。この動きは、アカデミー草案以来くり返しあり、近時では、J. Rödig. Erfüllung des Tatbestandes
- des §823 Abs. 1 BGB durch Schutzgesetzverstoß, 1973 が代表的。
- <u>18</u> レヘピ、F. Peters, Zur Gesetzestechnik des §823 Ⅱ BGB, JZ 1983, S. 913. また、Canaris ③, S. 45 ff.
- (S) Stoll (4), S. 30, 32, 42

19

Stoll (5), S. 508

- (A) Stoll (4), S. 26, (5) S. 508.
- た方がよいかもしれない。 或いはこのことには、Stoll ④が講演であるということが理由になっているとも考えられるから、"その後もなお〟といっ
- 法(Gefühljustiz)の危険は、ドイツでの方が、英法系より大きい」としており(Stoll, Das Handeln auf eigene Gefahr Bar の八二三条二項説は、法律上の評価の内容に関してはいない。なお、Stoll は、ドイツの裁判官について、「感情司
- 24 Stoll は、財産 Vp 論に対して、「法解釈ではない」という表現での批判はしていないから、 主観的解釈のみを解釈とし

1961, S. 276)、Bar(第三章註(11)参照)と対照的である。

ているわけではないであろう。

<u>29</u>

25 下。 根拠付けるものではなく、法定保護義務論で扱かわれるものである。 併号〔一九七七〕六五頁以下、渡辺・前掲二七二頁以下。第三者責任問題は、信頼責任のうちの中心である履行請求権を 較法雑誌一八巻三号〔一九八四〕七五頁以下など。 Canaris の信頼責任論(Canaris ①) 渡辺・前掲二七五頁以下、宮本・法学志林七九巻一号一一一頁、田沼柾「Canaris の統一的法定保護義務関係論」比 先生追悼論文集』〔一九七七〕二頁以下、高橋三知雄「表見代理と信頼責任」関西大学法学論集二六巻四・五・六合 の紹介・検討は、喜多了祐「カナリスの表見責任論について」『企業と法止・西原 法定保護義務論については、 奥田・前掲二四八頁以

Canarisの不法行為法論については、また、田沼・前掲八五頁以下参照。

27 以下は、Canaris ③, S. 30 ff

26

- 28 関係付けについては、Canaris ③ S. 77 ff また 81 f. 田沼・前掲八八頁以下。 Vp のこの評価は、Stoll (Canaris をひきつつ④ S. 13) 般の性格付け(立法上の評価と異る司法上の形成物とする)と対立する。なお、Canaris による、Vp と BGB 規定との 及びその他の多くの説と共通し、財産 Vp 論者に共通する Vp
- いものではあるが、なお、後にのべる行為態様理解の問題点を免れていないと思われる。 適用範囲限定のための解釈論(田沼・前掲八六頁以下)に導びく。本稿ではこれには立入れないが、この解釈論は興味深 八二三条二項のこの位置付けは、Bar 説に対する批判につながる(② S. 80)が、また、Canaris による八二三条1
- 30 任に近付けられる(③, S. 108 ff)。 べられ、証明責任については、相違は後退しているとされる(②, S. 34)。なお、時効と慰謝料については、不法行為責 Canaris ③, 33 f. 契約責任の規準は、他に履行補助者についての二七八条、義務の強さについての二四二条の適用がの
- 31 Canaris (3), S. 35

- を離れた場合、即ち当然に行為不法とされている場にとって逆に、違法性内容の明確化のためにいかなる意味をもちうる ものであったかは検討の余地があると思われる。 わけであるから、Canaris は、この意味では、行為不法論には属さないことになる。なお、違法性論争が、八二三条一項 Canaris ②, S. 36 f. 違法性論争における行為不法論は、八二三条一項の財についてそれを貫徹することが眼目であった
- <u>33</u> S. 37 ff)。この点は、 は法的構成の基本的問題にふれるが、一定の社会的事実への法的接近の仕方は複数ありうるわけで、法的構成は、法律の くに、八二六条の故意要件)、ただ、その解釈上の解決は、〝特別な結びつき〟による責任に求めるべきとしている 規定との関係も含め、 とはいえ、Canaris は、BGB が純粋財産の不法行為法上の保護において不充分な点がないと考えているわけではなく (と 実際上の選択の問題であるといえようから、Canaris の指摘は有用である。 第三者責任問題を「真の不法行為」とすることへの批判と結びつくものである(③, S. 90)。これ
- (축) Canaris ③, S. 83
- Canaris もこの言及を Vp 論の内容として行っているわけではない。しかし Canaris の言及は、第三者責任問題を純粋財 この点はあながち的はずれとはいえないだろう。問題は、限定規準が間接被害に近い部分を切り離すことに適合的かとい 産一般の保護のための注意義務という次元で把えると、間接被害問題に近付くと彼が考えていることを暗に示している。 が否定さるべきであるとする間接被害者に言及している(S. 37, 38)。財産 Vp 論は、直接被害について論じられており、 Canaris ③, S. 37. 95. なお、Canaris は、この人的範囲についての批判に関連して、二度にわたって、原則として保護
- (%) Canaris ③, S. 95.
- Canaris の不法行為法像が「実定法の解釈を基礎とした Dogmatik」(田沼・前掲九二頁)であることは (他の論者のそ

立っても、

職業責任の構成の仕方によっては回避可能な批判であろう(Brüggemeier ④, Rz. 292)。

38 に契約との関係で意義付けらるべきものではないか、との感をもつが、この信頼責任論――継続形成の方法論とも深く関 価する事柄である。 れと同じく)当然であるが、Canaris が積極的にこれを是と選択していることの意義は、BGB への密着をこえて、 果して、 契約法の周辺にある諸責任がそのように体系化さるべきものであるか、それらは体系をなすとみるより個々的

係しているそれ――の検討は本稿では行いえない。

39 以外での行為では責を負わないということをあげている 的理由として、職業責任として以外の場でも情報責任がありうること、また逆に職業人であっても無償での〝取引的領域 うことであろう。現行法上独立の責任根拠でないということは、BGB による責任根拠たる行為態様の要件とは異なると のではないという意味で一般性をもった結合==信頼関係によるべきであるという主張につながる。後者は、異った原理に いるとすることが、Vp説によって「現行法」の解釈として提示されているものを拒否する根拠となる。なお、更に実際 いうことであるが、Canarisによれば、まさにこの要件構成が、部分的欠陥は認めつつも、支持さるべき原理を表わして 条の一要素となるとされる (Canaris ②, S. 81 f) ことから、職業上の役割はそこでの義務内容には意義をもちうるとい した責任根拠ではないとする(③, S. 83)。純粋財産に限れば、Canaris において、Vp は八二三条二項・八二六・八三一 Canaris は、職業上の義務に関して、それは法的義務の内容に影響をもちうるということはいえても、 (③. S. 84)。前者は、責任根拠は、職業人としての属性による 現行法上、独立

第五章 む す び

は法的な重要な事実は何であるかの視点の相違であって、それは、第三者責任の成立要件の個別規準の内容に結び 財産 Vp 論とその批判は、 付けることによって、 係のそれと性格付けて、そのための準契約構成を用意しつつ、あらためて、不法行為法を市民法の一部として位置 覚的に目指された。これに対し、財産 Vp 批判説によって、一方、第三者責任問題を、市民として入りこむ結合関 経済政策の実現に広く開かれたものとすることに適合的でなり、また、Mertens, Brüggemeier においてはそれが自 は、Vp 論ではとくに、市民としての一般性において把えられるものではないということによって、不法行為法を 視点で違法性が把えられることはない。それとは逆に、不法行為法のくみたての出発点におかれる行為義務の主体 に留まらず、その主張は、不法行為法の再編を内容とするものとなった。論者によって現われ方に相違はあるが、 任が現代社会で一つの基本的意味をもつ制度をもつものとされることによって、判決の理由付けの批判ということ ついていた。更にまた、論争のなかでそれとしてとり出されてはいないが、これら争いの背後にある一つの要素と 般私法の一部として位置付けることから離れる方向での継続形成が主張された。このことは、不法行為法を社会 財産 Vp 論においては、 抽象的存在としての法主体が一般市民として、いかなる利益についていかなる保護を受けうるかという 画定された機能をもつものたらしめるという意味を持ちうる主張がなされている。かくて、 不法行為法の体系的位置及びよってたつ原理をめぐる争いとなり、このことは具体的に 不法行為法が Vp 違反を中心として構成され、その中で Vp 違反による純粋財産損害責

のであるか、ということである。 規定がないということをこえて、 財産 Vp 説が必ずしも大きくは支持を広げていないようであるのは、このような体系的及び方法的 法解釈方法論上の問題がある。 判例・学説上の準契約構成も具体的内容においてなお多く争そわれてい それをもたないことのよって立つ考え方そのものと対立する法形成があるべきも 即ち、 BGB 不法行為法に過失による純粋財産損害につい ての責任 るに 0 ため

問題とのつながりの故であると思われる。

題は、 付けの基本的方向をあらためて示したという点で、 更に継続形成を行うということにとってはなお充分なものとなっているとはいえないとしても、 違法性論に、 上の問題とも関係している。これらの点について、財産 Vp 論よりもむしろその批判説に、 どこにみるかを説明しなければならないと考えている。このいわば体系論の一部といいうる類型化及び位置付け問 いう方向で不法行為法の機能の確定をすすめ、よって立つ原理を具体化し、他方、第三者問題の実質的責任根拠を 学にあるべきものとみるのではない場合には異ってくるであろうが、筆者は、民法学は、一方、違法性の明確化と しかに、 イツでの わば消極的な障害はない。しかしながら、いかなる機能をもつ不法行為法をもつべきであるかというレベルでは、 わが国不法行為法を考えてみた場合、 個別規準構成と結びつき、また、ドイツにおけると同じというわけではないにせよ、やはり、 しばしばいわれているように、BGB 不法行為法の規定と異って、条文上の手掛りがないという意味での 財産 Vp 論をめぐる議論に現われてくる問題点はやはり同様に生じてくる。方法的に、体系思考を法律 それを BGB 解釈論であるという性格から離してみた場合、不法行為法の一般的実質的機能を把えて 第二章でのような第三者責任を七○九条の下で要件構成することには、 わが国の七○九条の具体化にとっても、 くみとるべき有用な視 そしてとくに Stoll の 不法行為法の位置 法解釈方法論 た

点が含まれていると思われる。

編著『西ドイツ債務法改革鑑定意見の研究』〔一九八八〕所収〕に接した。

<付記>脱稿後、Bar ②につき、浦川道太郎「不法行為法改正に関するフォン・バールの立法的提案」(下森定他